



Earth Negotiations Bulletin  
Cancun Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 498

2010年12月13日(月)

## カンクン気候変動会議サマリー

2010年11月29日– 12月11日

メキシコ、カンクンでの国連気候変動会議は2010年11月29日から12月11日まで開催された。この会議では、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の第16回締約国会議 (COP 16)、第6回京都議定書締約国会議 (COP/MOP 6) が開催された。4つの補助機関も次の会議を開催した: UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第13回会合 (AWG-LCA 13); 京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第15回会合 (AWG-KP 15); 実施に関する補助機関の第33回会合 (SBI 33) および科学・技術上の助言に関する補助機関の第33回会合 (SBSTA 33)。

12,000名近くの参加者がこれらの会議に参加するためカンクンに集まり、この中には政府関係者5200名、国連機関および他の部局や政府間組織、非政府組織の関係者5400名、認定された報道関係者1270名が含まれている。

カンクン会議は、条約の下での長期的協力の強化を目的とする交渉プロセスと議定書に関する交渉プロセスの2つの交渉トラックに焦点が当てられた。本来、この2つの交渉トラックは、2009年12月に開催されたコペンハーゲンでの国連気候変動会議を、交渉の最終期限としていたが、多数の問題が保留とされたことから、2つのAWGのマンデートはカンクンまで延長され、COP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれの成果を報告することになっていた。

カンクン会議に対する期待感は控えめなものであり、法的拘束力のある成果もしくは保留項目ごとの合意を期待する者は少数に過ぎなかった。それにも拘わらず多数の者が、カンクン会議において、一部の重要問題で意義のある進展がみられることを希望した。この会議にいたる道筋では、バランスのとれた成果「パッケージ」での合意が可能な問題として広く認識されていた問題が数件あった。この中には、緩和、適応、資金、技術、さらには途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減などが含まれ、後者には森林の保全、持続可能な管理、森林の炭素貯留量の強化が含まれた (REDD+)、このほか、測定、報告、検証の問題 (MRV)、そして国際的協議および分析 (ICA) も可能な分野として認識されていた。2週間にわたる会議では、これらの重要問題に関する交渉が続けられ、締約国は、プレナリー、コンタクトグループ、非公式協議、二国間会議などで、長時間の審議を続けた。第2週には、先進国および途上国の閣僚がペアを組み、主要問題における交渉を進めようとした。この週いっぱい、これらの交渉が続けられ、さらに透明性の程度を保持し、全ての参加者に進展状況を知らせるため、非公式の「中間」プレナリー会合も定期的に行われた。

土曜日早朝、締約国は、「カンクン合意」を最終決定した。この合意には、条約および議定書の両方の交渉トラックにおける決定が含まれており、適応、REDD+、技術、緩和、資金に関する決定も盛り込まれた。実質的な成果は完璧というには程遠いというのが多数の意見であり、ボリビアにいたっては合意の採択にも反対したが、他の大半の参加者は、今回の成果はUNFCCCプロセスへの信頼を回復するものだと満足意を表した。しかし、結果を確保できたことに安堵感を示す者が多数いたにも拘わらず、大半の参加者は、この合意は気候変動との戦いの比較的小さな一歩に過ぎないと認識した。



COPおよびCOP/MOPは、カンクン合意のほか、キャパシティビルディングから、事務管理、資金、制度上の問題にいたる広範な問題に関し、20の決定書を採択した。またSBIおよびSBSTAは、資金メカニズムから、政府間会合のアレンジ、広範な方法論問題にいたる主題に関し、20以上の結論書を採択した。

## UNFCCCおよび京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年のUNFCCCの採択から始まる。この枠組条約は、温室効果ガスの大気濃度を安定化させ、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避する行動枠組みを規定する。UNFCCCは、1994年3月21日に発効し、現在194の締約国が加盟する。

1997年12月、日本の京都会議の参加者は、京都議定書で合意し、この中で、先進工業国ならびに市場経済移行国が排出削減目標の達成を約束した。これら諸国は、UNFCCCの下での附属書I締約国と称され、6つの温室効果ガス全体の削減量を2008-2012年の間(第1約束期間)に1990年比で平均5.2%削減し、国別に異なる固有の目標を持つことで合意した。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在192の締約国が加盟する。

2005年、COP/MOP 1が開催され、議定書3.9条に基づき、京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループが結成された。このグループのマンデートは、第1約束期間終了時より少なくとも7年までに附属書I締約国の更なる約束について審議することであった。このほかモントリオールでCOP 11は、「条約ダイアログ」と称される一連のワークショップを4回開催し、条約の下での長期的協力を検討することで合意し、このダイアログはCOP 13まで続けられた。

**バリ・ロードマップ:** COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。交渉の結果、バリ行動計画(BAP)が採択され、条約の下での長期的に協力行動に関するアドホック・ワーキンググループが結成された。このグループのマンデートは、条約ダイアログで明らかにされた次の主要要素に焦点を当てることであった: 緩和、適応、資金、技術移転。またバリ会議では、バリ・ロードマップと称する2年間のプロセスについても合意した。このプロセスは、条約および議定書の下での2つの交渉「トラック」を設置するもので、2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5を交渉決着の期限と定めた。

**バリからコペンハーゲンへ:** 2008年、2つのAWGは4回の並行交渉会合を開催した: 4月はタイのバンコク、6月はドイツのボン、8月はガーナのアクラ、12月はポーランドのポズナニであった。2009年、AWGは、4月、6月、8月にドイツのボン、10月にタイのバンコク、11月にスペインのバルセロナ、12月にはコペンハーゲンで会合した。コペンハーゲンでのCOP 15およびCOP/MOP 5において、長期的協力に関する合意の最終決着を図れるよう、交渉を推進することがこれらの会合の目的であった。

**コペンハーゲン気候変動会議:** デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、2009年12月7-19日に開催された。12月16-18日のCOPおよびCOP/MOP合同ハイレベル・セグメントには、110名以上の世界の指導者が一同に会した。この会議を特徴づけたのは、透明性やプロセス自体に関する論争であった。ハイレベル・セグメントにおいて、主要経済国、各地域代表、他の交渉グループで構成されるグループの非公式交渉が行われた。これらの非公式会議の結果、12月18日夜遅く、政治的合意書が出されたが、この「コペンハーゲン合意」は、その後、COPプレナリーに提出された。参加者はこの合意に関し長時間議論し、多数の者がこれを「よりよい」将来の合意を確保する一歩前進であるとして、COP決定書として採択することを支持したが、他の者は、透明性の欠如および「非民主的な」プロセスを理由として反対した。結局、COPは、このコペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。またCOP



は、この合意への支持を表明するプロセスを設置した。これまでに、140を超える国が支持を表明した。80カ国以上が、それぞれの排出削減目標ならびに他の緩和行動に関する情報を提供している。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAおよびAWG-KPのマンデート延長を決定し、両グループに対し、メキシコ、カンクンでのCOP 16およびCOP/MOP 6においてそれぞれの成果を提出するよう要請した。

**2010年、UNFCCC交渉会合:**2010年、COP 16およびCOP/MOP 6に先立ち、AWGは4回の交渉会合を開催した。開催場所は、4月、5-6月、8月がドイツのボン、10月が中国の天津であった。4回の会合の目的は、カンクン会議につながる議論の進展を図ることであった。AWG-KPでは、議定書の下での2013年以降の附属書1締約国による排出削減量規模に焦点が当てられた。またAWG-KPのプログラムから派生したその他の問題についても議論した。この中には次のものが含まれた:柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林、方法論問題のバスケット。AWG-LCAでは、緩和、適応、技術、資金、REDD+、MRVを含めたBAPの全ての主要要素を網羅する交渉文書を作成しようとした。天津会議の終了時まで、AWG-KPおよびAWG-LCAの両方で文書の作成努力が行われたが、多くのオプションが含まれ、また全ての締約国による同意は得られなかった。

## カンクン気候変動会議

国連気候変動会議は、2010年11月29日月曜日朝、メキシコのカンクンで開始された。本報告書では、次の6つの組織での議論を議題ごとにまとめる:

- UNFCCC COP 16;
- 京都議定書の下でのCOP/MOP 6;
- UNFCCCの下での長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ第13回会合(AWG-LCA 13)
- 京都議定書の下での附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ第15回会合(AWG-KP 15)
- 実施に関する補助機関および科学・技術上の助言に関する補助機関の第33回会合(SBI 33) (SBSTA 33)

## COP 16

COP 16は、11月29日月曜日の朝に開会され、メキシコ外務大臣Patricia EspinosaをCOP 16議長に選出した。同議長は、カンクン会議は多くの問題において論議から行動に移す機会であると指摘し、多国間システムの信頼性はこの会議にかかっていると強調した。同議長は、広範かつバランスの取れた決定書パッケージが手の届く距離にあると強調した。

その後、締約国は開会ステートメントを発表した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、締約国主導、透明で、参加型の交渉を求めた。同代表は、AWG-LCAおよびAWG-KP交渉トラック間のバランスが必要だと強調した。欧州連合(EU)は、両交渉トラック間の内部および両者を横断するバランスのとれたパッケージを求め、次の成果を求めた:進捗状況を最大限把握する;将来の気候変動体制の枠組みおよび土台を含める;MRV、緩和、適応、キャパシティビルディング、資金、技術に関し、前進する;法的拘束力のある成果に向け可能な限りの前進を果たす。開会ステートメントの詳細については下記を参照: <http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>.

**組織上の問題;手続き規則:**COP議長のEspinosaは、手続き規則について、COP 1以降、手続き規則草案(FCCC/CP/1996/2)のうち投票に関する42項を除く草案が適用されてきたと想起した。同議長は、COP 15の後、さら





にはCOP議長による会合期間間隙中の協議でも、この問題は未解決のまま残されたと指摘した。パプアニューギニアは、総意の原則ならびに「最小公約数」への依存継続に対し、深刻な懸念を表明した。同代表は、コペンハーゲン会議は政治的な失敗ではなく手続き上の失敗であると主張し、会議後に140の締約国がコペンハーゲン合意支持を表明したと指摘した。同代表は、少数意見が進展を妨げているとし、「全ての策が尽きた時」は投票するか別な解決策を探る可能性があるとして、UNFCCCの下での前進を図る時がきたと述べた。ボリビアは、コペンハーゲンでの問題は総意の規則ではなく、多国間プロセスが尊重されていないためだと論じた。同代表は、総意規則を保持する必要があると強調した。インドとサウジアラビアは、総意の規則は保持されるべきだと主張した。

Joel Hernández(メキシコ)は、手続き規則に関する非公式協議を行った。12月11日朝のCOP閉会プレナリーにおいて、COP副議長のShin Yeon-Sung(韓国)は、この問題に関して合意に達しなかったことを報告した。締約国は非公式協議を続けることで合意した。

COP閉会プレナリーは、締約国代表の信用状(FCCC/CP/2010/6 and FCCC/KP/CMP/2010/11)の承認も行った。

**議題及び作業構成:** COPは、議題書(FCCC/CP/2010/1)を採択し、条約4.2(a)条および4.2(b)条(削減量ならびに吸収源による除去量に関する政策措置)の第2回レビューに関する議題項目は、COP 4以来、保留としてきた。

**オブザーバー組織:** COPはオブザーバーとして出席を認める組織のリスト(FCCC/CP/2010/4)も承認した。

**将来の会合の日付および場所:** 開会プレナリーにおいて、南アフリカは、COP 17およびCOP/MOP 7を2011年11月28日から12月9日、南アフリカのダーバンで開催すると発表した。

12月11日、COP閉会プレナリーは、COP 17およびCOP/MOP 7主催に関する南アフリカの提案を受諾するとの決定を採択し、2012年のCOP 18およびCOP/MOP 8開催に関する韓国およびカタールの提案(FCCC/CP/2010/L.5)に留意した。韓国およびカタールは、それぞれがこれらの会議を開催するにふさわしい資格を有すると強調した。

COP副議長のYeon-Sungは、2011年においては少なくとも1回、ないしは2回の追加会合開催が求められるとし、議長団がこの問題を検討すると指摘した。

**議長以外の役員を選出:** 12月10日、COPは議長以外の役員を選出した。COP副議長は:Lumumba Stanislaus-Kaw Di-Aping(スーダン); Andrea Garcia Guerrero(コロンビア); Shin Yeon-Sung(韓国); Oleg Shamanov(ロシア連邦); Phillip Muller(マーシャル諸島)および Artur Runge-Metzger(EU)。Mohammad Al-Sabban(サウジアラビア)は、アジアグループの副議長候補について合意されなかったことから、COP副議長の職にとどまる。Andrej Kranjc(スロベニア)が報告官を続ける。Robert Owen-Jones(オーストラリア)がSBI議長、Mama Konaté(マリ)がSBSTA議長を続ける。12月11日土曜日、AWG-LCAの役員も選出された: Daniel Reifsnyder(米国)が議長、Margaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)が副議長、Teodora Obradovic-Grncarovska(マケドニア)が報告官である。

**補助機関会合報告書:** 12月10日金曜日、COPは、2010年に開催された補助機関会合、すなわちSBI 32と33(FCCC/SBI/2010/10 and Add.1, FCCC/SBI/2010/L.22)およびSBSTA 32と33(FCCC/SBSTA/2010/6, FCCC/SBSTA/2010/L.14)の報告書を採択した。

COPは、SBIの採択した結論書に留意し、下記の項目に関しSBIから送られた決定書草案を採択した:

- 条約6条(教育、訓練、啓発)(FCCC/SBI/2010/L.26);
- 技術移転(FCCC/SBI/2010/L.25);
- 国別報告書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1);



- 事務管理上、資金上、制度上の問題 (FCCC/SBI/2010/L.24/Add.1) ;
- キャパシティビルディング (FCCC/SBI/2010/L.29) ;
- 決定書1/CP.10 (適応および対応措置に関するブエノスアイレス作業計画) (FCCC/SBI/2010/L.34/Rev.1) および後発発展途上国 (LDC) 関連問題 (FCCC/SBI/2010/L.28/Add.1)

COPIは、SBIから送られた条約の実施に関する決定書も採択した、これには次のものが含まれた: 資金メカニズム (FCCC/SBI/2010/L.38/Add.1)、地球環境ファシリティ (GEF) 報告およびGEFに対する更なるガイダンス (FCCC/CP/2010/L.2) ; 特別気候変動基金 (SCCF) の評価 (FCCC/CP/2010/L.3) および後進国基金 (LDCF) (FCCC/SBI/2010/L.27/Add.1)

SBSTAの下では、COPIは、技術移転および技術移転に関する専門家グループ (EGTT) のメンバー候補に関するSBSTAの結論書に留意し、SBSTA 34に対し候補の承認を求めた。

SBSTAおよびSBIの採択した結論書ならびに関連するCOP決定書については、本サマリー報告のSBIおよびSBSTAの関連セクションに詳細をまとめた。

**AWG-LCA報告書:** COP閉会プレナリーは、12月10日金曜日の深夜、この問題について議論した。AWG-LCA議長Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ)は、AWG-LCAがその作業成果に関する決定書草案 (FCCC/AWGLCA/2010/L.7) をCOPIによる採択のためCOPに送ることで合意したと指摘した。同議長は、この決定書は3年間の交渉の総決算であり、全面的に効果のある持続的な条約の実施を可能にするとの締約国の約束を示していると述べた。同議長は、COP議長、AWG-LCA副議長および各グループの進行役に対し、その努力と支援への感謝を述べた。また閣僚たちの熱心な努力および妥協する意思にも感謝の意を表した。COP議長のEspinosaは、AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweに対し、この成果を築く土台となった同議長の優れた手腕と熱意に感謝した。その後、同議長は、COPに対し、AWG-LCAの下での作業成果 (決定 1/CP.16) を、「COP 16の記念すべき成果」として採択するよう求め、この決定書はカンクン合意の一端をなし、気候変動の国際協力において、新しい時代を切り開くものだと評価した。

ボリビアは、AWG-LCA報告書の採択に対する同国の反対意見を繰り返した。同代表は、同国の代表団は民主的な形でできた総意に反対するものではなく、他の締約国の意見に反対しているわけでもないが、これを議論する機会を求めたいと強調した。Espinosa議長は、BAPおよび条約において生じた全ての問題について長年議論されてきており、この決定書は、その集大成であると応じた。同議長は、ボリビアの立場を会議報告書に反映させると述べた。米国はこの決定書の採択を支持し、COPは手続き規則を一度も採択していないことから、UNFCCCの下での慣習は、総意というよりも全体合意に近いと指摘した。その後、締約国はこの決定書を採択した。

この成果の内容は、カンクン合意に関するセクションに取りまとめられている。

**条約17条 (議定書) に関する締約国の提案:** この議題項目は、12月1日水曜日のCOPプレナリーで最初に議論された。事務局は、2009年には条約17条の下での新しい議定書に関する5つの提案、一つの実施合意提案を受理し、2010年にはグレナダから議定書に関する新しい提案を受理したと説明した。 (FCCC/CP/2010/3 and FCCC/CP/2009/3-7)

グレナダは小島嶼国連合 (AOSIS) の立場で発言し、AWG-LCAの成果の法的形式について議論するオープンエンドのコンタクトグループを提案し、提案されている議定書の要素も持ち込むよう求め、COP 17で法的拘束力のある



成果を採択するための適切な戦略を作成するよう求めた。多くの途上国および先進国が法律様式に関するコンタクトグループの結成を支持すると表明し、多数の締約国が作業の重複を回避すべきと強調した。

ツバル、コスタリカ、その他は、コンタクトグループの結成を来年のダーバンでの法的拘束力のある成果に向けた重要な一歩であるとして強調した。ブラジルは、AWG-LCAとAWG-KPの両交渉トラックにおける法的成果が必要であると指摘し、この問題を議論する場を提供することへの支持を表明した。南アフリカは、AWG-LCAの法的形式における不確実性が交渉の「主要な障害」であると指摘し、コロンビアもこれを支持した。インドは、カンクンで実現可能なものに焦点を当て、さらに「大きな脅威を受けている」京都議定書の将来に焦点を当てることを希望し、京都議定書の交渉では「中身が明らかになった後に形がでてきた」ことを想起した。結局、参加者は、議定書提案を議論するコンタクトグループの創設で合意した。

Michael Zammit Cutajar (マルタ) が議長を務めるコンタクトグループは12月3日金曜日に最初の会合を開いた。締約国は、AWG-LCAがCOP決定書を作成すべきか、それとも京都議定書に代わるまたはこれを補う新しい議定書を作成すべきかで異なる意見を持ち続けた。

多数の締約国が、「法的拘束力のある成果」を支持したが、これがどのようなもので構成されるかについて意見の違いが残った。グレナダは、法的形式を検討するプロセス; AWG-LCAの下での作業; 京都議定書の下で第2約束期間を設置することの重要性を強調した。シンガポールおよび他のAOSIS加盟国数カ国は、AWG-LCAの成果は世界的かつ包括的な法的拘束力のある合意であるべきで、京都議定書を補足すべきだと発言した。コスタリカは、COP 17において法的拘束力のある制度採択に向け努力するとのマンデートを提案した。EUは、カンクンにおいて、AWG-LCAの下での法的拘束力のある成果に向け作業するとの意思を明確にするよう求め、世界的な包括的成果の下で京都議定書の第2約束期間を約束する意思があると再度発言した。

日本は、単一の法的拘束力のある制度が新しい議定書に関する同国の提案であると指摘した。オーストラリアは、先進国と途上国間で差異化をした上で全ての主要経済国が法的拘束力のある約束をする必要があると強調し、カンクンから、法的拘束力のある成果に向け前進する筋道を明らかにするCOP決定書を出すよう求めた。同代表は、一つの新しい議定書とするか、京都議定書の継続を含めた組み合わせにするかについて柔軟な姿勢を表明した。南アフリカは、COP、COP/MOP、および2つのAWGにおける作業は相互に補足しあい、支援しあうべきだと指摘し、同じ法的地位を持つ成果を挙げるため、「バランスのとれた包括的な」形で作業を進めるよう求めた。

ボリビアは、いかなる新しい法的拘束力のある制度であれ、その信頼性は京都議定書の下で第2約束期間が採択されるかどうかにかかっていると強調した。インド、中国、その他は、AWG-KPおよびAWG-LCAに焦点を当てるよう締約国に求めた。米国は、主要経済国が先進国のそれと同等の法的な力を持つ緩和努力を行うと表明することがない中で、法的様式にのみ焦点を当てた新しいマンデートを受け入れる立場にないと述べた。

セントルシアは、今後の進め方に関し、議題項目をオープンにし、COP議長に会合期間中のプロセスを検討するよう求めることを提案した。マーシャル諸島は、条約17条の下での提案にある要素を考慮するなど、AWG-LCAのマンデート拡大を含めた詳細な提案を行った。その後、AOSISは、ダーバンにおいて京都議定書を補完する法的拘束力のある制度を採択するとの意思を明示するCOP決定書草案を提示した。

この問題は、続いて非公式協議が開催され、新しい文書について議論された。この文書では、2つのAWGの「補完的、相関的、相互に支援しあう」特性が強調され、両AWGから「包括的で法的拘束力のある制度」を出す必要性が強調された。またこの文書は、AWG-LCAに対し、作業を継続し、COP 17での採択のため、法的拘束力のある制





度を提示するよう要請した。途上国数カ国は提案に応じて、制度の内容を明確化する前に制度の法的立場を議論するのは時期尚早ではないかと指摘した。締約国は、COP決定書の法的立場についても議論し、大半の国は、これが法的拘束力を持つとは考えていないと指摘した。

**成果:** COP閉会プレナリーで、締約国は、この議題項目に関しCOP 17でも検討を続けることで合意した。法律問題は、長期的協力行動に関するカンクン合意(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)にも記述されており、この合意文書で、COPは、AWG-LCAのマンデートを1年延長し、「バリ行動計画、COP 16の成果、条約17条の下での締約国の提案に基づき合意成果を完成させることを目指し、法的オプションの議論を続ける」よう要請した。

**閉会プレナリー:** 12月11日土曜日早朝、COPは、COP報告書(FCCC/CP/2010/L.1)を採択し、メキシコおよびカンクンの人々への感謝の意を表する決議(FCCC/CP/2010/L.4)を採択した。

COP副議長のYeon-Sungは、AWG-LCAの成果に関する決定書1/CP.16がEGTTの終了を決定し、COPは事務局に対し2010-2011年の作業計画を完成させるよう要請していると指摘した。

COP副議長のYeon-Sungは、決定書1/CP.16によりメンバーの選出を必要とする新しい組織が設置されていると強調し、締約国に対しこれらの地位に就く候補者名を提出するよう要請した。米国は、議長団が新しい委員会の構成を決定するのは賢明でないとして指摘し、これらの一部は、次のAWG-LCAまたはSBIの会議中に決定できる、あるいは暫定的なアレンジも可能だと提案し、サウジアラビアとスーダンもこれを支持した。事務局は、議長団はこの問題の進展を図る方法について次回の会合で検討することができると指摘した。パキスタンは、地域コーディネーターが氏名を確認して事務局長に提出し、これらの個人は選出されたとみなすことを提案した。

カンクン合意の採択直後に開催されたCOPおよびCOP/MOPの合同閉会プレナリーは、閉会ステートメントを発表した、これはこのサマリー報告書のカンクン合意に関するセクションに取りまとめられた。COP副議長のYeon-Sungは午前6時22分、会議の閉会を宣言した。

## **COP/MOP 6**

COP/MOP 6は、11月29日曜日午後に開会され、COP/MOP議長のPatricia Espinosaは、「バランスのとれた一連の決定書」が必要であると強調した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、京都議定書の下で第2約束期間を設置すべきだと述べた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、京都議定書の第2約束期間で合意しない限りAWG-LCAでの合意は不可能であると強調した。EUは、全ての主要経済国が参加する広範な成果の一部であれば第2約束期間の約束をする意思があると表明した。開会ステートメントの詳細については右記を参照:

<http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>.

**組織上の問題:** 締約国はその後、議題書(FCCC/KP/CMP/2010/1)ならびに作業構成書(FCCC/KP/CMP/2010/1 and Add.1, FCCC/SBI/2010/11, FCCC/SBSTA/2010/7 and FCCC/KP/AWG/2010/15)を採択した。

12月11日土曜日、締約国はAdrian Macey (ニュージーランド) を新しいAWG-KP議長に、Madeleine Diouf (セネガル) をAWG-KP 副議長に任命することで合意した。

**補助機関報告書:** 12月10日金曜日、COP/MOPは、SBI 32と33の報告書(FCCC/SBI/2010/10 and Add.1, and L.22)およびSBSTA 32と33の報告書(FCCC/SBSTA/2010/6 and L.14)を採択した。

COP/MOPは、SBI 33およびSBSTA 33の結論書に留意した。同COP/MOPは、SBIから送られた次の議題に関する決定書草案を採択した: 事務管理上、資金上、制度上の問題(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.2); キャパシティビルディング(FCCC/SBI/2010/L.30); 附属書I国別報告書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.2); 附属書B締約国の年次取りまとめ



算定報告書 (FCCC/SBI/2010/L.32)。関連する議論内容の概要は、本サマリー報告書のSBIおよびSBSTAのセクションを参照。

**議定書の改定に関するカザフスタンの提案**: 12月1日水曜日、事務局は、京都議定書附属書Bにカザフスタンを入れるよう議定書を改定するとのカザフスタンの提案に関する文書FCCC/KP/CMP/2010/4を提出した。非公式協議の進行役は、Mark Berman (カナダ) が務めた。カザフスタンは、低炭素経済への移行および国内キャップアンドトレードメカニズムのための法的枠組みの策定などの国内努力を強調した。ロシア連邦は提案を支持したが、セイシェルはAOSISの立場で発言し、これに反対した。このグループは会期中、多数回会合した。12月10日金曜日、COP/MOPは決定書を採択した。

**COP/MOP決定書**: 決定書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.3) において、COP/MOPは、議定書附属書Bにカザフスタンを入れ、第1約束期間においては同国の1992年の排出量比で100%削減との約束をするという同国の提案に留意し、次回会合の議論にこの問題を含めることで合意する。

**AWG-KP報告書**: COP/MOP閉会プレナリーは、12月11日土曜日早朝、この問題について議論した。AWG-KP議長のJohn Ashe (アンティグア・バーブーダ) は、AWG-KPでの作業について報告し、附属書I締約国の個別ならびに全体での排出削減量規模に焦点が当てられたと指摘した。同議長は、進展があったが、更なる作業および政治的な決定が必要だと指摘した。Ashe議長は、AWG-KPが京都議定書の改定では合意に至らなかったが、有用な文書を作成したと報告し、この文書には議長提案書改定案 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4) およびAWG-KPの作業成果に関するCOP/MOP決定書案 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1) ならびに土地利用・土地利用変化・森林 (LULUCF) に関する決定書 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2) が含まれると報告した。

ボリビアは、これらの決定書に反対し、京都議定書の第2約束期間を「無期限に」先延ばしし、「より柔軟かつ自主的な体制、プレッジアンドレビューをベースとする体制への道を開く」ものであり、一步後退を意味すると発言した。また同代表は決定書の一つで言及する文書FCCC/SB/2010/INF.Xはまだ存在していないと指摘し、同国は未知の内容を持つ文書に留意したものを受け入れるわけにはいかないと強調した。COP/MOP議長のEspinosaは、ボリビアの懸念に留意し、COP/MOP 6の報告書に記録されると述べた。

その後、COP/MOPは、決定書を採択した。COP/MOP議長のEspinosaは、これらの決定書は決定書1/CMP.6および2/CMP.6とされ、「カンクン合意」の一部を為すと述べた。

ボリビアは、再度反対意見を繰り返し、総意ではなく、手続き規則では総意が求められていると強調した。同代表は、同国の反対にも関わらずこの決定書が採択されたことへの懸念を表明し、「これはカンクンにおけるCOPの不幸な結論だ」と強調した。COP/MOP議長のEspinosaは、決定書は採択されており、ボリビアの立場とその出来事の解釈は、会議の記録に正しく反映されると応じた。同議長は、総意 (consensus) は満場一致 (unanimity) を意味するものではなく、一つの代表団が、他の国に対し拒否権を行使する権利があることを意味するものでもないことを強調し、議長として「193の締約国の立場と要請を無視することはできない」と強調した。

これら決定書内容は本サマリー報告書のカンクン合意に関するセクションにまとめられた。

**クリーン開発メカニズム (CDM)**: CDMに関する問題は、12月1日のCOP/MOPプレナリーで最初に検討された。CDM理事会議長のClifford Mahlungは、2010年における同理事会の作業について報告した (FCCC/KP/CMP/2010/10)。その後、この問題は、Eduardo Calvo Buendía (ペルー) とKunihiko Shimada (日本) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。





締約国は、検討を必要とする多様な問題に焦点を当てた、たとえば：理事会の透明性の向上；融資スキームの運用開始；CDMの継続に関しCDM市場にシグナルを送る；炭素回収貯留（CCS）をCDMに含めるかどうか。

CDM継続を約束するシグナルに関し、ブラジルは、京都議定書が継続されない限りCDMは継続できず、京都議定書第2約束期間を設置する必要があると強調し、中国もこれを支持した。共同議長のBuendíaは、京都議定書の継続はこのコンタクトグループの権限外だと指摘した。パプアニューギニアは、京都議定書の継続を支持するCOP/MOP決定書に関する同国の提案に注目した。日本、サウジアラビア、その他は、京都議定書の継続に関する問題のこのコンタクトグループでの議論に反対した。共同議長のBuendíaは、CDMの継続に反対する締約国が皆無であると指摘し、継続約束を暗黙裡のものとするよう提案した。最終的なCOP/MOP決定書は2013年以降のCDM継続に関するシグナルに言及していない。

その後、締約国は、活動および関連規定に関するCDMプログラムの改善について議論した。グレナダは、保留されている議論すべき問題に焦点を当て、一定範囲の活動プログラムにマイクロな詳細規模の基準を適用する方法などの問題を挙げた。また締約国は、CDMの下での新しい技術および範囲の適格性について検討した。締約国数カ国は、この問題はSBSTAで議論していると指摘し、結論書に予断を与えることになると警告した。最終的なCOP/MOP決定書は12月10日に採択され、この問題に関するSBSTAの作業に留意するとともに、その作業完了を求めている。

**COP/MOP決定書：**決定書（FCCC/KP/CMP/2010/L.8）において、COP/MOPは、CDM理事会に対し、次のことを要請する：

- 利害関係者が参加する既存のプロセスを通して、利害関係者ならびに承認されたオブザーバー組織に対し、特にCDMの方法、規則、ガイドライン、方法論などで行われている改善および変更に関する情報資料および訓練を提供する；
- 追加性の実証および評価に関する別の方法を検討する；
- 特に独立のシステムでのエネルギー発生、運輸および農業において、適切な場合、標準化ベースラインを作成し、LDCおよび小島嶼後発途上国（SIDS）などで利用可能な方法論を優先する；
- 登録手順を改定し、プロジェクト活動が自動登録される指定運用機関により、完備した登録申請書が提出された期日を、CDMプロジェクトの登録有効日とし、クレジット期間を開始できる期日とする。

COP/MOPは、SBIに対し、COP/MOP 7での決定採択を視野に、理事会の決定に対する不服申し立てを可能にするCOP/MOPの下での手順、メカニズム、制度アレンジを提案するよう求める。同COP/MOPは、SBSTAに対し、重要性（materiality）問題を検討し、この問題に関する決定書草案を提案してCOP/MOP 7での採択にかけるよう求める。最後に、COP/MOPは、登録されたプロジェクトが10件未満の国でのCDMプロジェクト活動の開発を支援する融資スキームの資金調達に関し、CDM信託基金で得られる金利を配分すべきと決定する。

**共同実施：**この問題は、12月1日水曜日、COP/MOPプレナリーで最初に議論された。共同実施監督委員会（JISC）議長のBenoît Leguetは、JISCの年次報告書（FCCC/KP/CMP/2010/9）を提出した。その後この問題は、Washington Zhakata（ジンバブエ）およびHelmut Hojesky（オーストリア）が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

コンタクトグループの第一回会合で、共同議長のHojeskyは、次の6つの問題を紹介した：財政状況；2013年以降の期間における共同実施（JI）の継続；議定書附属書B締約国となる過程にある諸国の参加；JIの将来および2つの



JIトラック合流の可能性; JIガイドラインのレビューと改定; JISCに対する追加指針。コンタクトグループでは、共同議長が締約国の意見およびコメントに基づき作成したCOP/MOP決定書草案をベースに議論した。

提案されている手数料に関し、EUは、JISCの資金面での持続可能性を確保する方法を議論する意思があると表明し、JISCのニーズについて透明性を持たせる必要があると強調した。ウクライナは、提案されている手数料レベルについて協議する必要があると指摘し、日本は、提案されている手数料はJIの活動を抑制する可能性があるとして述べた。締約国は次の項目につき議論した: 手数料レベル; 大規模プロジェクトおよび小規模プロジェクトにより手数料レベルを差異化する可能性; 手数料を支払う時点。一部の締約国は、手数料の適用は京都議定書第2約束期間が採択された後とするという文章の挿入を提案したが、他の締約国はこれに反対した。この問題については最終的に総意が出てきた。

議定書附属書Bに数量化された排出抑制削減目標(QELRO)が記載されていないが、JIプロジェクトのホスト国となる希望を有する附属書I締約国に関し、締約国は、ベラルーシなど、そのような国におけるプロジェクトに対しクレジット発行が可能かどうか議論した。ベラルーシは、同国ではトラック2の手順を用いて多数のJIプロジェクトを実施する用意があると強調し、附属書Bの立場を得るため待機しているだけだと指摘した。

2013年以降のJIに関し、ウクライナは、(約束期間の間隙となる可能性がある期間でのクレジット発行という提案)について、更なる説明が必要だと指摘した。締約国は、第1約束期間後も、JIプロジェクトに対し、第1約束期間中の割当量単位(AAU)を用いて、クレジット発行を認めるとの段落に関し議論した。締約国数カ国は、この段落に反対し、第1約束期間のAAUを排出削減単位(ERU)に変換する場合は、第1約束期間に達成され排出削減量をベースにすべきだと述べた。

新しいJI運用モデルに関し、締約国は、2つのオプションについて議論した、一つは新しい単独のJIトラックを創設する、もうひとつは、別個のトラックを保持する一方でこれを強化するオプションである。EUは、JI運用モデルに関するいかなる議論であれ、2013年以降の気候変動枠組みの設計に予断を与えることがあってはならないと強調した。2013年以降では新しいJI運用モデルが必要であり、2013年以降にJIを改善するためのシナリオが必要であるとのJISCの見解に留意するとの決定書草案の段落に関し、一部の締約国は、これらの段落に反対し、「2013年以降」という表現、さらにはこれと京都議定書との関係を明確にする必要があると強調した。

COP/MOPは、12月10日、決定書を採択した。

**COP/MOP決定書:** 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.9)において、COP/MOPは、議定書附属書Bに第1約束期間のQELROが記載されていないが、JIプロジェクトのホスト国となる希望を有する附属書I締約国に関し、次のことを明記する: 事務局は、JIプロジェクトのプロジェクト設計文書を受理し公表することができる; JISCは、議定書附属書Bに当該ホスト国を含めるとの議定書の改定が発効する前にJIガイドラインに則りこれらのプロジェクトの検討を行う可能性がある。さらにCOP/MOPは、COP/MOP 7においてもこれらのプロジェクトから発生するERUの発行について引き続き議論することで合意する一方、ホスト国締約国は、附属書Bに同国を含めるとの改定が発効し、さらにJIガイドラインに規定する適格性の必要条件を満たした場合のみ、ERUの発行および移転を行うことができると指摘する。

また、COP/MOPは次のことを行う:

- 第1約束期間後のJIの将来的運用の必要性に関するJISCの見解に留意する;
- COP/MOP 7においてJIガイドラインの第1回レビューを開始すると決定する;
- JISCの事務管理コストおよびその支持基盤に資金を供給するため、JIトラック1手順の下での活動に対し、手



数料の徴収を行うとの規定を設置すると決定し、活動プログラムを含めた大規模プロジェクトの場合は2万米ドル以下、小規模プロジェクトならびに小規模プロジェクトで構成される活動プログラムの場合は5千米ドル以下の手数料とする；

- JISCに対し、手数料構成に関する改定案について、特にホスト締約国が支払うべき固定の年間手数料の導入を含め、COP/MOP 7で更なる提案を行うよう求める。

**遵守:**この議題項目には2つの小項目がある:1つは遵守委員会の報告書、もう1つは遵守委員会執行部の決定に対するクロアチアの申し立てである。この問題は12月1日水曜日のCOP/MOPプレナリーで最初に取り上げられた。遵守委員会共同議長のKunihiko Shimada(日本)は、同委員会の報告書(FCCC/KP/CMP/2010/6)を提出し、次の項目を含め、同委員会が検討した多様な問題の概要を説明した:ブルガリアの遵守問題、結果としてブルガリアは柔軟性メカニズムへの参加を一時停止された;クロアチア問題、クロアチアが、非遵守対応計画提出期限を過ぎても提出していないことが指摘された;附属書I締約国が報告要請に従うのを怠った場合にどうすべきか。

クロアチアの割当量および約束期間の保留分の計算に関する遵守委員会執行部の決定に対し、クロアチアが申し立てを行っている問題(FCCC/KP/CMP/2010/2)に関し、クロアチアは、申し立てを行った主な理由は、執行部自体がこれに関係する全ての事柄を取り扱う資格がないと指摘し、COP/MOPでの議論にかけるよう提案したためだと説明した。

2つの小項目はその後Pornchai Danvivathana(タイ)とRichard Tarasofsky(カナダ)が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で検討された。

委員会の年次報告書および委員会のメンバーの法的立場に関するCOP/MOPへの要請に関し、オーストラリア、カナダ、EUは、特権と免責に関しSBIの下で議論するのがこの問題を扱う最善の策であるとし、このことをCOP/MOP決定に記載するよう提案した。執行部の決定に対するクロアチアの申し立てで明らかとなった一般的な問題に関し、共同議長のTarasofskyは、これは締約国が遵守委員会の決定に関しCOP/MOPに申し立てを行った最初の事例であると指摘した。このため、同共同議長は、このような申し立てをどう扱うべきかについて、行われるべきプロセスおよび対応策に関する締約国の意見も含め、原則的な議論を行う必要があると指摘した。

申し立ての内容に関し、クロアチアは、決定書7/CP.12(クロアチアの基準年の削減レベル)はクロアチアの京都目標に全面的に適用されるというのが同国の理解であると強調した。同代表は、この問題は執行部を通して扱うのではなく、決定書7/CP.12はクロアチアの京都目標に全面的に適用されるとCOP/MOPが決定書に明記することで扱うよう希望した。

EUは、COP/MOPの決定はクロアチアの申し立てが行われたその申し立て基盤に限定されるべきだと強調した。同代表は、コンタクトグループはあるべきプロセスに基づきクロアチアの事例を議論できるとし、COP/MOPがその基盤となる決定を覆すと決めた場合には、執行部に差し戻すことができると明言した。共同議長のTarasofskyは、2つのCOP/MOP決定書採択の可能性を指摘した、一つは申し立て自体に関する決定書、もうひとつは、クロアチアの状況に関する広範な問題に関する決定書である。カナダは、COP/MOPは包括的な手法を議論すると同時に、基準年削減量レベルについても議論できると述べた。

COP/MOPは、12月10日、遵守委員会報告書に関する決定書、ならびにクロアチアの申し立てに関する結論書を採択した。





**COP/MOP決定書:** 遵守委員会の報告に関する決定書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.2) において、COP/MOPは次のことを行う: COP/MOPが採択した特権と免責に関する法的アレンジは全て委員会の委員および委員代理にも適用されるようにすると遵守委員会の関心に留意する; 京都議定書の下で設立された構成組織に務める個人の特権および免責に関する合意アレンジ草案を議論したSBIの成果について、その審議に期待する。

**COP/MOP結論書:** クロアチアの申し立てに関する結論書 (FCCC/KP/CMP/2010/L.7) について、COP/MOPは、次のことを指摘する: 申し立ての検討を開始した; 本会合ではこの項目の審議を終了できなかった; このため、この議題項目をCOP/MOP 7の暫定議題に含める。またCOP/MOPは、事務局に対し、次の項目を説明するテクニカルペーパーを作成するよう求める: 手順上の必要事項、申し立ての審議に対する適用法案の範囲および内容、およびあるべきプロセスの拒否を検討する規定に関し他の環境合意の下での構成組織及び他の国際機関が取っている手法。

**議定書の改定に関する締約国の提案:** この議題項目 (FCCC/KP/CMP/2010/3 and FCCC/KP/CMP/2009/2-13) は、12月1日水曜日のCOP/MOPプレナリーで最初に審議された。事務局は、2009年に締約国から議定書20条および21条 (議定書およびその附属書の改定) に基づく京都議定書の改定案を受け取り、2010年にはグレナダから新しい提案を受け取ったと説明した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、京都議定書の下での第2約束期間に間に合うように「暗礁から離脱する」ことを求め、これに野心的な排出削減目標を含めるよう求めた。締約国は、AWG-KPでの作業とこの問題との相互関連性を強調し、AWG-KP議長の見進報告後に更なる検討を行うため、この議題項目をオープンにしておく提案した。12月10日、COP/MOPプレナリーにおいて、締約国は、COP/MOP 7でこの議題項目の審議を続けることで合意した。

**適応基金: 適応基金理事会報告書:** この問題は、12月1日、COP/MOPプレナリーで初めて議論された。その後、Ruleta Camacho (アンティグア・バーブーダ) と Jukka Uosukainen (フィンランド) が共同議長を務めるコンタクトグループおよび非公式協議で議論された。

適応基金理事会 (AFB) 議長の Farrukh Khan は、理事会の報告書 (FCCC/KP/CMP/2010/7) を提出した。同議長は、同基金が完全に運用開始されていると指摘し、主要な課題は、直接のアクセスを可能にすることであったと述べ、セネガル、ジャマイカ、ウルグアイの国家実施機関 (NIEs) が認定されたと強調した。同議長は、14のプロジェクト概要の審議をし、2件について資金供与が承認されたと述べた。法的能力に関し、同議長は、ドイツ議会が同理事会に法的能力を供与するとの法案を承認したが、まだ最終段階が終わっていないと指摘した。

世界銀行の提供するサービスの契約条件改定に関し、フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、COP/MOP 7で基金のレビューを行うという予定に懸念を表明し、COP/MOP 9まで世界銀行の暫定理事としての権限を延長するとの提案にも懸念を表明した。同代表は、これは基金のレビューに予断を加える可能性があるとして述べた。

AFB議長のKhanは、新しい理事の選出には時間がかかるとし、継続性の観点から、世界銀行の権限を2014年3月まで延長する必要があると説明し、延長提案が基金のレビューに影響することはないと指摘した。

締約国は、NIEsの信任に関する地域ワークショップの問題について長時間審議した。これらのワークショップは当初ジャマイカ、シエラレオネ、その他がNIEsに関する能力向上を進めるため提案した。多数の途上国が、信任プロセスに慣れることを目的とするワークショップを支持し、AFBの作成した信任ツールキットの活用を支持した。しかし、一部の先進国は、地域ワークショップの目的に疑問を呈し、ツールキットは完成していないと指摘した。締約国は、ワークショップの回数、その内容、参加性について合意できなかった。一部の締約国は、提案されているワークショップ開催のコスト面の影響を問うた。途上国は、4回のワークショップ開催を希望すると表明したが、一部の先進国は、3



回を希望し、直接アクセスで得られる経験を積めるようにする必要があると強調した。締約国は、結局3回以下の開催とし、4回目の可能性も残すとの妥協案で合意した。

**COP/MOP決定書:**決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.6)において、COP/MOPは、適応基金の暫定理事としての世界銀行が提供するサービスの契約条件の改定案を採択する。COP/MOPは、事務局に対し、NIEs信任のプロセスおよび要項について締約国が熟知できるよう、3回の地域または適切な場合は小地域のワークショップを、資源が利用できる範囲で開催し、状況が許し必要な場合には、もう1回開催する可能性も残すよう要請する。またCOP/MOPは、上記ワークショップの実施および情報の広報においては、可能なNIEsにワークショップの対象を絞る必要があることを念頭に、AFB事務局と協力するよう要請する。

**適応基金のレビュー:**本議題項目(FCCC/SBI/2010/10 and MISC.2)に関し、EUは、適応基金のレビューを可能にする委託条件の締結を待望すると述べた。締約国は、基金レビューに関する委託条件で合意した。

**COP/MOP決定書:**決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.5)において、COP/MOPは、適応基金のレビューをCOP/MOP 7で行い、その後は3年おきに行うと決定し、レビューは決定書附属書に記載される検討範囲に則り行われると決定する。

**閉会プレナリー:**COP/MOPは、12月11日土曜日早朝、プレナリー会議を開催し、報告書(FCCC/KP/CMP/2010/L.1)を採択し、メキシコ政府およびカンクン市への感謝の意を表する決定を採択した。(FCCC/KP/CMP/2010/L.4)

閉会ステートメントは、カンクン合意採択直後に開催されたCOPおよびCOP/MOP合同の閉会プレナリーで発表され、本サマリー報告書のカンクン合意に関するセクションに取りまとめられた。COP/MOPは午前5時33分閉会の槌を打った。

### AWG-LCA 13

AWG-LCA議長のMargaret Mukahanana-Sangarwe(ジンバブエ)は、11月29日月曜日、AWG-LCA 13の開会を宣言し、Daniel Reifsnyder (US)が引き続き副議長を務めた。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、2つの交渉トラック間のバランスを尊重する必要があると指摘し、その成果が、将来の包括的、公平、野心的かつ法的拘束力のある成果を挙げるとの全体目標を損なうまたはこれに予断を加えるものであってはならないと強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、カンクンでは全ての主要経済国による約束を盛り込んだ法的拘束力のある合意作成を推進すべきだと述べた。同代表は、測定、報告、検証(MRV)、そして国際的な協議および分析(ICA)における進展を求めた。閉会ステートメントの詳細については下記を参照。 <http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>。

その後、締約国は、議題書を(FCCC/AWGLCA/2010/16) 採択し、作業構成書(FCCC/AWGLCA/2010/17)で合意した。

**COP 16の成果文書作成:**事務局は文書 FCCC/AWGLCA/2010/14, FCCC/AWGLCA/2010/17, FCCC/AWGLCA/2010/INF.1, FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1, FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8 & Add.1, FCCC/AWGLCA/2010/MISC.9 & Add.1を提出した。

メキシコは、カンクン会議の準備においてこの一年を通して締約国および利害関係者と多数回の協議を重ねたと報告した。同代表は、これらの会議は関心を持つ全ての締約国に開かれたものであり、カンクン会議の成功は、多国間システムが共通のチャレンジに対応する最善の方法であると確認するものだと強調した。



AWG-LCA議長のMukahanana-Sangarweは、天津のAWG-LCA 14での協議概要を説明し、次のようなバランスのとれた包括的な成果を得たいとの共通の希望を強調した: 2つの交渉トラック方式を尊重する; BAPの要素のバランスをとる; 詳細の度合いにおいてもバランスをとる; 将来の法的拘束力のある成果に予断を加えない。同議長は、成果文書に包含可能な要素について、同議長がこれまでの進展状況を反映して作成した新しい覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)に焦点を当て、全ての要素が十分に推敲されているわけではないと指摘した。Mukahanana-Sangarweは、これらの要素は共通する議論の基礎を探りだすために提示されたものであり、正式な位置づけのものではなく、締約国の意見を総合的に示した公式の交渉文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に代わるものでもないとした。

締約国は、Mukahanana-Sangarweが議長を務めるコンタクトグループを結成し、議題項目について検討することで合意した。コンタクトグループの第1回会合は11月29日に開催された。締約国は、既に存在する次の4つの草案作成グループでの作業継続に合意した: 共有ビジョン、この進行役はAnders Turesson(スウェーデン); 適応、進行役はKishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ); 緩和、共同進行役はRichard Muyungi(タンザニア)とHelen Plume(ニュージーランド); 資金、技術、キャパシティビルディング、この共同進行役はBurhan Gafoor(シンガポール)とKunihiko Shimada(日本)。Luis Alfonso de Alba(メキシコ)COP議長に代わり、緩和に関する非公式協議を開催する。会期第2週において、先進国および途上国の閣僚がペアを組んで進行役を務める非公式協議が開催され、ここで話し合われた問題には次のものが含まれた: 共有ビジョン、適応、REDD+、資金、技術、緩和、MRV/ICA。

会議最終期間での進展状況は、COP議長のEspinosaが開催した非公式中間プレナリーで報告された。12月10日金曜午後6時、この非公式中間プレナリーにおいて、Espinosa議長は、同議長の責任において作成し、AWG-LCAでの締約国の作業を反映した新しい決定書草案が配布されたと発表し、Espinosa議長は、総立ちの拍手を受けた。午後9時半、最後の非公式中間プレナリーにおいて、ボリビアを除く全ての締約国は、これ以上の交渉をすることなくこの決定書草案を採択することに賛成した。AWG-LCAは、12月11日深夜零時過ぎ、この文書を変更することなくCOPに送り、COP閉会プレナリーは、長期的協力行動に関するカンクン合意と呼ばれる決定書1/CP.16を採択した。

下記のセクションでは、パリ行動計画の主要要素に関するAWG-LCA草案作成グループの作業に焦点を当てる。共有ビジョン、緩和、適応、そして資金、技術、キャパシティビルディングに関するAWG-LCAの作業成果を、カンクン合意に関するセクションに概括する。

**共有ビジョン:** 第1週において、この草案作成グループは、手続き問題に焦点を当てた。多数の先進国が、AWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1)を今後の交渉の土台として用いることに賛成したが、途上国は、天津文書(FCCC/AWGLCA/2010/14)に基づき作業を継続するよう求め、この文書には「全ての締約国の見解が反映されている」と述べた。

一部の締約国は、文書が法的拘束力のある合意の一部をなすかどうかもわからない中で要素を決定することは挑戦的であると強調した。多数の締約国が、排出削減量に関する長期の世界目標を盛り込むことの重要性、および共有ビジョンのレビューに関する規定を盛り込むことの重要性を強調した。一部の者は、ピーク年度の検討を求めた。一部の締約国は、「歴史的責任」および「大気スペース」への言及に反対した。また締約国は、何を、どう達成するかとの文章をどれだけ含めるかについても議論した。





12月5日曜日に発表されたAWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2)に関し、一部の途上国および先進国は次の要素が欠けていると指摘した:短期目標および長期目標;持続可能な発展;レビューを含める;法的拘束力のある成果に関する表現。他の途上国は、次の概念が欠けていると強調した:人権および先住民の権利;母なる大地の権利;気候正義裁判所の創設;資金義務。多数の途上国が、2 目標に懸念を表明し、気温上昇を1.5°Cより可能な限り小さいレベルで保持することを希望した。多数の先進国が、「世界の大気スペースに対するアクセスの公平性」といった新しい概念の導入に反対し、別の者は、水や水の管理への言及を求めた。多数の途上国が、歴史的責任を強調し、附属書I諸国に対し、資金や技術移転に関するものも含め、リーダーシップを発揮するよう求めた。多数の先進国が、条約は歴史的な削減量と現在の削減量に言及すると強調した。

附属書I締約国に、それぞれの国内総生産(GNP)の6%を、途上国での緩和および適応のための資金に提供し、GNPの1%を「気候債務の補償」として森林関連の活動支援に向けるよう求める文章の挿入の要請も出された。

この問題は、スウェーデンおよびグレナダが共同進行役を務める閣僚協議でも議論された。

木曜日夕方、スウェーデンは進展状況を報告し、次の3つの問題に焦点が当てられたと述べた:長期の気温目標;長期的世界排出削減量目標;世界の排出量のピーク時期。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(i)(先進国による緩和)**:先進国の緩和に関する議論は、Richard MuyungiとHelen Plumeが進行役を務める草案作成グループで行われた。締約国は、特に先進国の緩和の特性とレベル、さらにはその表現方法について議論した。緩和の特性に関し、締約国は、これを「目標」という形式とすべきか、それとも「約束」とすべきかで異なる意見を表明した。表現方法に関し、一部の締約国は、決定書の附属書において目標に関する情報を記載することを希望したが、他の締約国は、法的拘束力のある合意がない限り、附属書では十分確実な記述にならないと指摘した。締約国は、個別の緩和プレッジを明示するプロセスの立ち上げ、そして/または附属書I締約国の緩和努力に関する全体的な野心レベルを規定することに関しても異なる意見を表明した。

加えて、一部の締約国は、先進国間と先進国および途上国間の両方における、行動もしくは約束の比較可能性の問題について議論する必要があると強調した。

**BAPサブパラグラフ1(b)(ii)(途上国による緩和)**:この問題は、Richard MuyungiとHelen Plumeが進行役を務める草案作成グループで審議された。議論の焦点は、AWG-LCA議長の覚書(FCCC/AWGLCA/2010/CRP.2)に記載された関連セクションに議論の焦点が当てられた。議論された問題には次のものが含まれた:途上国間の差異化;ICAの意味、目的、スコープ;支援を受けた、および支援を受けていない途上国の適切な緩和行動(NAMA)に関する報告;MRVのスコープ。締約国は、提案されているレジストリの目的およびスコープに関し異なる意見を表明し、一部の者は、途上国による全てのNAMAを含めるべきだと述べたが、他の者は、全てのNAMAを決定書の附属書に記載すべきだとし、提案されているレジストリは支援を求めるNAMAに限定されるべきだと述べた。また締約国は、報告の頻度および特性に関しても異なる意見を述べるとともに、これらの問題について決定を行う組織(AWG-LCAかそれともSBIであるべきか)について異なる意見を表明した。

一部の締約国は、途上国に対し緩和行動に関する情報の提出を求めることに懸念を表明したが、他の締約国は、緩和行動全体を合計するとどうなるかを評価するには、この情報が必要であると述べた。一部の締約国は、低排出開発戦略への言及に反対した。



**BAPサブパラグラフ1(b)(iii) (REDD+)**: Audun Rosland (ノルウェー) は、途上国での森林減少による排出量の削減、および保全 (REDD+) に関する草案作成グループの進行役を務めた。多数の締約国が、AWG-LCA議長文書 (FCCC/AWGLCA/2010/CRP.1) を今後の交渉の土台とすることに支持を表明し、数カ国は多少の変更を求めた。

一部の締約国は、カンクンにおけるREDD+決定書はMRV交渉の進展次第だと指摘した。締約国は、REDD+とNAMAの連携についても検討した。大半の締約国は、REDD+について段階的アプローチをとることに賛成した。締約国は、国内での実施および国内小地域での実施について異なる意見を表明したが、一部の者は、暫定的な措置として国内小地域手法を用いるよう提案した。多数の締約国が、国内での参照レベルの必要性を強調した。

締約国は、セーフガードのMRVを行うべきかどうか議論した。一部の締約国は、市場への言及に異議を唱えた。少数の締約国は、森林減少を起こさせる要素を考える必要があると指摘し、多数の締約国が低炭素開発戦略への言及に反対した。REDD+は、その後ノルウェーとエクアドルが進行役を務める非公式の閣僚協議でも議論され、その協議で最終的な決定文書が作成された。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(iv) (セクター別アプローチおよびセクター別行動)**: この問題は、Annemarie Watt (オーストラリア) が進行役を務める草案作成グループで議論された。議論では、今後の作業の土台としてどの文書を用いるか、セクター別アプローチの一般枠組、および農業に焦点が当てられた。

締約国は、文書に含める主要要素を特定した: 一般枠組; 農業; 国際航空輸送および海上輸送。多数の締約国が、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)を主要要素に含めるとの提案に反対し、この問題はこのグループのマンドートの範囲内ではないとし、特定の部門を構成するものではないと述べた。結局、締約国は、次の点で合意した: HFCsは将来的な検討の可能性を待つ; 今後の作業においては進行役の覚書を用いる; 一般枠組みに関しては天津文書の内容を用いる。

締約国は、一般枠組みおよび検討すべき主要要素について議論した、この中には次のものが含まれた: 条約4.1(c) (技術移転)への言及; セクター別アプローチの有用性; 条約原則への言及; セクター別アプローチの自主的な特性。後者の2つの要素については意見の違いが残り、途上国は、共通だが差異ある責任の原則への言及を入れることに支持を表明した。一部の先進国は、バンカー燃料の内容においてこの原則を検討することに反対したが、ある途上国は、国際民間航空機関ですでに各国間での違いを認識していると指摘した。共通だが差異ある責任の原則を、国際海事機関の下での技術的な問題および運行上の問題にも適用すべきかどうかでは、意見の違いが残った。

農業に関しては、作業計画および農業部門での主要要素の特定に関する期待感について議論した。この中には次のものが含まれる: 貿易、適応、食糧安全保障、先住民の参加。多数の締約国が、農業文書への支持を表明した。しかし、途上国は、農業文書の内容について合意する、あるいはバンカー燃料について議論を進める前に、一般枠組みで合意する必要があると強調したが、一部の締約国は、バンカー燃料に関する文書での合意がない中で、一般枠組みの作業をすることに反対した。締約国は、この問題に関して合意できなかった。

**BAPサブパラグラフ1(b)(v) (多様なアプローチ、これには緩和行動の費用効果性を高め、行動自体を推進するため、市場を用いる機会も含める)**: 締約国は、この問題を、Tosi Mpanu Mpanu (コンゴ民主共和国) が進行役を務める草案作成グループで議論した。議論された主な問題は、新しい市場メカニズムの創設およびそれらのメカニズムを統治する原則であった。一部の締約国は、新しい市場メカニズムの創設を支持したが、他の者は、創設に反対



したほか、先進国がオフセットに利用することにも反対した。AWG-LCAの作業成果には、この問題に関し締約国が作成した妥協案も含まれる。

草案作成グループの会合で、締約国は、新しい文書に基づき作業を進めるか、それとも天津から送られてきた文書に基づくかを最初に検討した。多数の先進国締約国が、新しい文書の利用を支持したが、多数の途上国は天津文書の利用を希望した。締約国は、進行役に対し天津文書のスリム化を図る権限を与えることで合意した。ただし、文書にどの要素を盛り込むべきかの議論に基づく文書とし、更なる検討のため閣僚級会合に送る前に、同グループに提起することを条件とする。

締約国数カ国は、文書に不可欠な要素に注目した。この要素には次の項目が含まれる：新しい市場メカニズム、ならびに非市場メカニズムなどの手法に関する作業計画もしくはプログラムを新設するとのマンデート；京都議定書の第2約束期間が承認される前に市場メカニズムの議論を開始すべきでない；締約国は緩和約束遵守のため市場メカニズムを利用できるとの認識；メカニズムへの自主的な参加；環境の十全性のセーフガード。

進行役のMpanu Mpanu は、その後締約国の議論ならびにAWG-LCA議長の改定文書に基づき、新しい文書を作成した。締約国は、この文書に基づき議論し、文書に記載するオプションの合理化を図った。

**BAPサブパラグラフ 1(b)(vi) (対応措置の経済的、社会的影響結果)：**締約国は、この問題について、Crispin d'Auvergne (セントルシア) 進行役を務める非公式草案作成グループで議論し、天津文書に基づき作業するとともに、今回の会議期間中にAWG-LCA議長が提出した3つの新しい覚書についても議論した。

議論された主な問題は、貿易、対応措置の影響対策への支援、可能な制度アレンジであった。締約国は、文書をスリム化し、オプションの数を削減する作業を続けた。

情報共有化に関し、先進国は、支援への言及削除を支持した。途上国はこれに反対し、UNFCCCには途上国締約国のニーズおよび懸念に対応するための資金供与および技術移転に関する行動が含まれており、それにより悪影響を回避すると強調した。

多数の先進国が文書中の貿易への言及に反対したが、途上国数カ国は、気候変動の名の下、一方的な貿易措置または貿易保護主義がとられないようにすることは「極めて重要だ」と強調した。

12月8日水曜日のAWG-LCA議長の新文書(FCCC/AWG/LCA/2010/CRP.3)発表後、締約国は、天津文書での作業を継続するか、それとも新しい文書に基づき作業するかで意見が対立した。貿易、援助、対応措置の影響に対する常設フォーラムに関する意見対立も残った。非公式閣僚協議で議論が続けられ、最終的な決定書草案はこの協議の中で作成された。

**適応：**締約国は、Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) 進行役を務める草案作成グループで会合したほか、天津で進展した作業に基づき、損害および損失に対する国際メカニズムおよび制度アレンジのオプションを絞り込むため、非公式に会合することで合意した。12月3日金曜日、進行役は新しい文書を提示したが、締約国は、新しい文書をベースに議論を続けるかそれとも天津文書をベースにするかで合意に達しなかった。適応問題は、スペインおよびアルジェリアが進行役を務める閣僚協議でも議論された。

損失および損害に関し、多数の締約国が脆弱な途上国における気候変動の影響に関係した損失および損害に対応する国際メカニズムを設立するというAOSISの提案を支持した。多数の締約国が、提案の各要素を明確にするよう求めた、この中には次の要素が含まれる：資金供与の特性；メカニズムはSBIの指導を受けるものとするべきか、それともSBSTAの指導を受けるべきか；メカニズムの要素をさらに定義づけるプロセス；民間部門の役割；既存のリスク





管理システムとの連携;参加性の確保。多数の締約国が、このメカニズムはCOPの権限下に置くべきだと述べた。一部の締約国は、この提案は「未完成」であると述べたが、他の者は、メカニズム設立に関する主要な決定が行われるなら、主要要素の詳細は、国家主導のプロセスで確立できるはずだと説明した。多数の締約国が、このメカニズムを一連の適応ツールの1構成要素にすべきだと提案した。

第2週では、2つの問題に関し、途上国間での意見対立が明らかとなった、一つはどの国が最も脆弱であるか、もうひとつは適応の文書に対応措置を入れるかどうかである。先進国および途上国は、損失および損害、および制度メカニズムと基金に関し異なる見解を保持した。非公式閣僚協議でも議論が続けられ、そこで最終的な決定書草案が作成された。

**資金、技術、キャパシティビルディング:**この問題は一つの草案作成グループで議論された。Burhan Gafoor(シンガポール)が資金に関する草案作成グループおよびスピノフグループの進行役を務め、Kunihiko Shimada(日本)が技術およびキャパシティビルディングに関する議論の進行役を務めた。資金については、オーストラリアとバンラデシュが進行役を務める閣僚協議でも議論された。技術についてはフランスとベニンが進行役を務めた。

**資金:**締約国は、当初、資金に関する決定書草案の要素について議論した、この中には短期資金、長期資金、新しい基金の提案、資金メカニズムおよび気候関連資金供与を助けるCOPの新しい機関設置の提案に関するセッションおよびオプションが含まれた。ノンペーパーには、基金設計に関する検討範囲を示した附属書も含まれた。

短期資金について、途上国は、透明性に関し詳細を示す文書とすべきであるとし、資金が真に新規のもの、追加的なものであるかどうか、適応と緩和で均等に分けるべきか、2010年にどれだけの資金が拠出されたかを示すよう求めた。ある途上国は、LDC、SIDS、アフリカ地域に加え「干ばつや洪水、砂漠化の影響をうけやすい地域を有し、脆弱な生態系を持ち、気候変動に関係する極端かつ破滅的な現象とその傾向の頻度の増加に直面する途上国」も、優先的な受益者に含めるべきだと提案した。

長期資金に関し、途上国は、2020年まで毎年1千億米ドルを約束するとの記述よりも、先進国がGDPの1.5%を途上国支援に振り向けるべきとするオプションを支持した。先進国の多数は、主なまたは主要な資金源は評価される、もしくは条約附属書II締約国からの資金供与を暗示する文章に懸念を示した。一部の先進国は、国連事務総長の気候変動の資金供与に関するハイレベル諮問グループへの言及を支持した。一部の途上国は、他の資金的ニーズに関する検討も行うことを希望した。

資金に関する議論では、主に、資金とその設計プロセスに焦点が当てられた。議論の中心は次の項目であった：暫定委員会の構成および検討範囲を含む設計プロセス；資金監督機関の設立。

新しい基金の理事会に関し、多数の途上国が、SIDSおよびLDCの代表への言及を主張した。この問題は閣僚協議でも議論され、最終的な決定書草案が作成された。

**技術:**締約国は、カンクンで議論すべき保留問題を指摘した、これには次のものが含まれる：技術メカニズムと資金との連携；技術執行委員会(TEC)；気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)の関係；COPによるガイダンスとTECおよびCTCN発展プロセス；知的財産権。草案作成グループの議論において、途上国は、2つの可能な決定書の概要を説明した、一つは、合意の主要要素を含めるもの、もうひとつは、作業計画を設定するものである。数カ国の締約国は、カンクンにおいてどのような合意が可能か、2011年にさらなる議論が必要なものは何かを明らかにすることを支持した。この問題は、閣僚の議論でも取り上げられ、そこで最終的な決定書草案が作成された。



**キャパシティビルディング:** 締約国はこの議題の議論において、キャパシティビルディングは支援を受け独自の活動として可能にされるべきか、それとも緩和および適応努力に組み込まれるものとして提供されるべきか検討した。改定草案の審議において、多数の途上国締約国は、キャパシティビルディングに関する技術パネルを、法的拘束力のある制度として設置するとのオプションの保持を支持したが、多数の先進国は、既存の制度アレンジまたは提案されている制度のマנדートにキャパシティビルディングが含まれることを確認するとのオプションを支持した。資金メカニズムの運用組織に関する言及および提案されている新しい基金への言及に関し、ある締約国は、これらの言及は他の並行交渉に予断を与える可能性があるとして述べた。途上国のキャパシティビルディングへの支援提供に関する先進国の報告についての文書、ならびに供与された援助を用いるものも含め、途上国の気候変動への対応能力強化における進展状況報告の文書についても、意見の違いが残った。非公式の閣僚協議でも議論が続けられ、決定書草案の最終案がまとめられた。

**閉会プレナリー:** AWG-LCA閉会プレナリーは、12月11日早朝に開催された。AWG-LCA議長のMukahana-Sangarwelは、4つの草案作成グループでの議論、AWG-LCA副議長Reifsnnyderが開催した市場経済移行国および特別な状況下にある他の諸国に関する協議、総括会議での進展評価について説明した。同議長は、ノンペーパー、締約国の提出文書(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8)、国連事務総長の気候変動の資金に関するハイレベル諮問グループの助言(FCCC/AWGLCA/2010/MISC.8/Add.1)によるインプットを指摘した。

その後、Mukahana-Sangarwelは、AWG-LCAに対し、COP議長の責任で作成された決定書草案(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)をCOPに送り、その審議にかけようという要請した。ボリビアは、これに反対し、この文書は集約された意見を反映していないと述べた。同代表は、共有ビジョンに関し、2°C目標は「全く不適切なもの」だとこれを拒否した。同代表は、附属書1諸国の約束がどうなるか不明な中で、決定書に合意することはできないとし、リストはコペンハーゲン合意から派生し、このため2°C目標は達成されないと想定されると指摘した。同代表は、資金に関し、2020年まで1千億米ドルとする資金源に疑問を呈し、世界銀行を理事として受け入れることはできないと述べた。技術に関し、同代表は、知的財産権への言及がないことに疑問を呈した。バリ行動計画サブパラグラフ1(b)(v)に関し、同代表は、非市場的手法もあつかうべきだと述べた。同代表は、ボリビアはREDD+メカニズムを支持するが、これには炭素市場を関わらせるべきでないと強調した。同代表は、決定書草案には総意が欠けており、ボリビアはこれを拒否していると繰り返した。

グアテマラは、「話をやめて、決定することを始める」必要があると強調した。コロンビアは、いかなる合意もないことが環境にどう利するのかと問いかけ、総意は一つの国が決定を阻止できることを意味するものではないと指摘し、ガボンもこれを支持した。

Mukahana-Sangarwelは、会場には、ボリビアを除く締約国が合意する会合報告書(FCCC/AWGLCA/2010/L.7)をCOPに送り、その審議にかけようという明らかな意思が見られると指摘した。ボリビアは、AWG-LCAは報告書をCOPに送ることができるが、それには総意がないと述べた。議長のMukahana-Sangarwelは、参加者に対し、更なる前進を続けるよう求め、参加者の支援と同議長のリーダーシップに対する信頼とに感謝の意を表した。同議長は、その後12月11日午前1時43分、AWG-LCAの閉会を宣言した。

### AWG-KP 15

AWG-KP議長のJohn Ashe(アンティグア・バーブーダ)は、11月29日月曜日午後、AWG-KPを開会した、Adrian Macey(ニュージーランド)が引き続き副議長を務めた。Asheは、AWG-KPはカンクンにおいてその作業を終了し、成



果をCOP/MOP 6に報告することが期待されていると指摘した。その後、締約国は、議題書(FCCC/KP/AWG/2010/15)を採択し、作業構成書(FCCC/KP/AWG/2010/16)に合意した。

続いて締約国は開会ステートメントを発表した。イエメンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I締約国に対し、現在の排出削減約束(プレッジ)と科学が要求しているものとのギャップを縮めるよう求めた。ベルギーはEUの立場で発言し、カンクンの成果は京都議定書の構造を保持し、京都議定書の制度の継続性を確認するものであるべきだが、AWG-KPのみでの進展では不十分であると指摘した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-KPでの合意はAWG-LCAを含めた包括的な成果の一環であるべきだと述べた。

開会ステートメントの詳細については下記を参照：<http://www.iisd.ca/vol12/enb12488e.html>。

**附属書I国の更なる約束:**この項目(FCCC/KP/AWG/2010/17 and MISC.7)は、当初、AWG-KP開会プレナリーで議論された。AWG-KP議長のAshelは、一つのコンタクトグループ設置を提案し、協議の後、締約国もこれに同意した。コンタクトグループの第1回会合は、11月29日夕方に開催された。Ashelは、同議長の提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)を提出した。この提案には、京都議定書3.9条(附属書I国の更なる約束)に基づく、京都議定書の改定、LULUCF、柔軟性メカニズム、方法論問題、潜在的影響結果に関する決定書草案文書が盛り込まれた。

締約国は、次の項目に関し、非公式グループを設置することで合意した：京都議定書3.9条に基づく議定書の改定、共同進行役はJürgen Lefevere (EU)とLeon Charles (グレナダ)；LULUCF、共同進行役はMarcelo Rocha (ブラジル)とPeter Iversen (デンマーク)；柔軟性メカニズムおよび方法論問題、進行役はAWG-KP副議長のAdrian Macey (ニュージーランド)；潜在的影響結果、共同進行役はAndrew Ure (オーストラリア)とEduardo Calvo Buendía (ペルー)。会合第2週では、京都議定書の下での問題を議論するため、先進国と途上国の各1国の閣僚がペアを組んで進行役を務める非公式協議も開催された。COP/MOP議長のEspinosaが開催した非公式中間プレナリーでは、会議最終日(複数)における進展状況が報告された。12月10日の夕方、議長のEspinosaは、附属書I国のさらなる排出削減およびLULUCFに関する新しい決定書草案を発表した、これら決定書草案は同議長の責任において作成されたもので、AWG-KPでの締約国の作業を反映する。AWG-KP閉会プレナリーにおいて、ボリビアを除く全ての締約国が、さらなる交渉を行うことなくこの決定書草案を採択することを支持した。AWG-KPは、12月11日早朝、COP/MOPに無修正の文書を送り、COP/MOP閉会プレナリーはこれらを決定書1/CMP.6および2/CMP.6として採択した、これらの決定書は附属書I締約国の更なる約束に関するカンクン合意と呼ばれる。決定書1/CMP.6には、附属書Iの排出削減量、柔軟性メカニズム、方法論問題バスケット、対応措置の潜在的影響結果に関する表現が盛り込まれた。決定書2/CMP.6はLULUCFに関するものである。

AWG-KPにおける会議の最後数日間の交渉およびその決定については、カンクン合意に関するセクションにその概要を示した。下記のセクションでは、AWG-KPコンタクトグループおよびそのスピノフグループでの議論に焦点を当てる。

**附属書I国排出削減量:**第1週、スピノフグループは次の問題を集中的に議論した：約束期間の長さの数；余剰AAUの繰越。第2週の議論は、オプションの統合と議長文書の推敲に集中した。

**基準年**に関し、締約国は、基準年および参照年度に関するノンペーパーについて議論した、このノンペーパーは、約束を表現するには単一の年度が必要であるが、国内目的では異なる参照年度を用いて約束を表現するオプションも利用できるという、総意が出てきていると記載する。





**約束期間の長さ**に関し、締約国は、5年の約束期間および8年の約束期間について議論し、次の点に関し、それぞれの正当性を説明した: 約束期間の長さ、科学に依る必要性との関係; 市場での確実性; AWG-LCAとの首尾一貫性; 国内法制との関係。約束期間の長さを5年とすべきか、それとも8年とすべきかで意見対立が残った。この問題は、AWG-KPの継続マンデートの下でさらに審議することとなる。

**余剰AAUの繰越**に関し、締約国は、3つのスリム化されたオプションについて議論した: 規定を変更することなく残す; 繰越を排除する; 繰越にキャップをかけるまたは第2約束期間の不足分に対する繰り越しAAUの国内利用とすることで、限定的な繰り越しを認める。この問題は、AWG-KPの継続マンデートの下でさらに審議することとなる。

第2週の間、締約国は、文書にあるオプションの数を削減すべく努力した。締約国は、特に、オプションAにある、議定書3.1条(温室効果ガス(GHG)の削減および制限約束)、3.7条(第1約束期間の割当量算定)、3.9条(附属書I締約国の更なる約束)、4.2条および4.3条(合同での約束達成)の改定に関するオプションを一つの括弧書き文書にまとめ、閣僚レベルでの政治的意思決定を容易にすることで合意した。また締約国は、第3約束期間およびその後の約束期間での約束確立に関し、結果として必要となる議定書3.9条の改定問題にも焦点を当てた。これには第2約束期間終了時のどれくらい前にそのような交渉を開始すべきかという問題も含まれた。

締約国は、12月8-9日の水曜日および木曜日の深夜まで議論を続け、決定文書の中に合意できた部分を明示して、進展を確保することで合意し、特に次の部分を明示することとなった: 第2約束期間では1990年を基準年とする一方、参照年度もオプションとする; 排出量取引およびプロジェクトベースのメカニズムを継続する。約束期間の長さ、余剰AAUの繰越、全体および個別の約束の特定では、意見の違いが残った。

**AWG-KPの作業計画から派生する他の問題: 柔軟性メカニズム:** 非公式グループは、AWG-KP議長の提案(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)の中の柔軟性メカニズムのセクションに基づき議論した。

CDMの下でのCCSに関し、多数の締約国が、文書中のオプションは「あまりにも白黒をつけすぎている」として懸念を表明し、CCSは持続性など特定の問題が解決されるなら、第2約束期間およびその後の約束期間において、CDMに対する適格性を有しうるとの第3のオプションを提案した。締約国は、この問題はCDMの下でのCCSというSBSTAの議題項目で行われている議論と関係すると指摘した。

また締約国は、次の項目を含め、多様な問題で進展が可能かどうかについても議論した: CDMの下での原子力; 標準化ベースラインの利用; コベネフィット; 特定のホスト国におけるプロジェクト活動から生じた認証排出削減量の利用; ディスカウント係数; 収益の一部(Share of Proceeds); 排出量取引; 補足性。

さらに締約国は、2013年以降の京都メカニズムの継続に関し、パプアニューギニアがCOP/MOPプレナリーで提起した決定書草案についても議論した。多くの者が、CDMの継続を支持したが、CDMの継続について明確なシグナルを送る必要があるかどうか、そのようなシグナルの特性については、意見対立が残った。

これらの問題について、総意は得られなかった。文書FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4(議長提案改定版)の第III章に記載される文書草案に基づき、議論が続けられる予定である。

**成果:** 交渉文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は更なる交渉の土台とするべく、AWG-KPから送致された。柔軟性メカニズム関連要素は、カンクン合意(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)に記載された。この合意において、締約国は、附属書I締約国が排出削減約束を達成する手段として柔軟性メカニズムの利用を継続できると決定する。この成果については、本報告書のカンクン合意のセクションにまとめる。



LULUCF: 非公式協議において、締約国は、議長文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4)に基づく議論を開始した。一部の締約国は、LULUCFが約束期間にギャップを生じさせる理由とならないよう、決定を求めた。

12月3日金曜日、締約国は、LULUCF決定書に関し2つのオプションを示した共同進行役のノンペーパーについて検討した。一部の締約国は、この文書には自国の提案が適切に反映されていないとして不満を述べた。12月4日土曜日、締約国は、新しい共同進行役のノンペーパーについて議論した。締約国は、共同進行役のノンペーパーのうちどのバージョンを用いるべきか議論した: 一つは全ての締約国提案を統合したもの、もうひとつは2つの明確なオプションを保持するものである。結局、締約国は土曜日のノンペーパーに基づき進めることで合意した。

2週間の会期中、締約国は、伐採木材製品(HWPs)および不可抗力に関し、「非公式な非公式」の協議を行った。HWPsでは次の3つの算定オプションについて議論した: 即時酸化: 単一の腐食率の適用: 製品ごとの腐食率の詳細。不可抗力に関し、締約国は、人為的な攪乱と人為的でない攪乱の明確化に関する議論、ならびに攪乱の原因と影響の関係を明確化する必要性についての議論に留意した。また締約国は、不可抗力の現象がおきた場合、攪乱により生じた全ての排出量を(算定で)控除するか、それとも閾値異常の排出分のみを控除するか議論した。締約国は、不可抗力が単一の現象のみを指すのか、現象の累積を指すのかの定義が欠如していることに懸念を示した。

さらに締約国は、湿地での算定を明確化する必要性についても議論した。一部の締約国は、湿地管理について、人為的な再湿地化および乾燥化に注目する狭義のものを希望した。森林管理のオプションに関し、締約国は、参照レベル、ベースライン、ネットネット算定およびキャップについて議論した。ある締約国は、キャップのオプションの削除を提案したが、多数の者が反対した。また締約国は、参照レベルに対するレビュープロセスについても検討した。

その後、AWG-KPは、COP/MOP決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2)を含める結論書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8)について合意し、12月10日、COP/MOPはこの決定書草案を採択した。

**COP/MOP決定書:** 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.1)において、COP/MOPは次の決定をする:

- 森林、新規植林、再植林、森林減少、再植生化、森林管理、耕作地管理、放牧地管理の定義については第1約束期間と同じもので合意する。
- AWG-KPに対し、森林管理で発生する排出量ならびに除去量にキャップを適用すべきか、第2約束期間では不可抗力をどう扱うか、検討するよう要請する;
- 附属書I締約国各国に対し、2011年2月28日までに、附属書IIに記載される森林管理参照レベルについて情報提出を要請する、この情報には、附属書IIパートIに記載するガイドラインに基づき、最新のものに置換する数値も含める;
- これらの提出書類は、附属書IIパートIIのガイドラインに基づくレビューチームの技術評価の対象とすべきであり、その結果はCOP/MOP 7で検討されると決定する;
- AWG-KPに対し、京都議定書の下でのLULUCF活動について、第2約束期間で適用される定義、方法、規則、ガイドラインの検討を続けるよう要請する。

COP/MOP決定文書には次の項目に関する2つの附属書も含める: 参照レベル: 森林参照レベルの提出およびレビュープロセスのガイドライン。

**方法論問題バスケット:** スピンオフグループは、2週間の会期中を通して会合し、新しいGHGおよび地球温暖化係数(GWP)など、GHGのCO<sub>2</sub>換算を計算する共通計算方式に焦点を当てた。



**新しいガス**に関し、締約国は、排出源に関する理解が進んでいないガスの報告オプションについて議論したが、その算定については議論しなかった。一部の締約国は、この問題ではさらなる技術的な作業が必要だと強調した。締約国は、新しいガスを含めるにはCOP/MOP決定書と議定書の改定の両方が必要かどうか議論した。これに加えて、3フッ化窒素を含めることでも意見の取りまとめが進んだ。締約国は、GHGのリスト拡大の必要性で合意し、議定書附属書Aの改定と新しいGHGの議論との関係に関する法律上の懸念について検討した。特定のガスに関しては意見の対立が残った。

**共通の計算方式**に関し、締約国は、短寿命ガス、特にメタンのGWPに関するオプションに焦点を当てた。締約国は、附属書Aに記載する部門および排出源の分類に関するD条の削除で合意した。また、共通の算定方式に関するSBSTA作業計画の必要性についても意見交換を行った。締約国は、GWPについて気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第四次評価報告書(AR4)を用いるかどうか、全体排出量および国別排出量に関し、IPCC第2次評価報告書またはAR4を用いる場合の影響についても議論した。一部の締約国は、AWG-LCAと一致する方法論を用いることの重要性に焦点を当てた。

**成果:**交渉文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は、今後の交渉の土台とするため、AWG-KP から送致された。この問題の要素は、カンクン合意(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)に反映されており、この中には方法論のバスケットに関するセクションもある。決定書において、締約国は、第2約束期間でのCO2換算に用いるGWPはIPCCが提供すると記載する。詳細については、本報告書のカンクン合意に関するセクション参照。

**対応措置の潜在的影響結果:**スピンオフグループは、対応措置の潜在的影響結果に関し、常設フォーラムを設置するか、それとも国別報告書など既存のチャンネルを利用するかという、決定書草案で残された2つのオプションについて、集中的に議論した。途上国は、常設フォーラムの設置を支持したが、先進国は国別報告書を含める既存のチャンネルの利用を希望した。この問題に関しては意見対立が残ったため、附属書 I 国の更なる約束に関するAWG-KPコンタクトグループでの議論に差し戻した。AWG-KP議長のAsheは、引き続き二国間協議を開催した。常設フォーラムの問題は解決されないまま残された。

**成果:**12月11日のAWG-KP閉会プレナリーにおいて、文書(FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4)は追加作業の土台となるべく、次回会合に回付された。

**閉会プレナリー:**12月11日土曜日真夜中過ぎ、AWG-KP議長のAsheは、AWG-KPの閉会プレナリーを開催した。同議長は、提案書草案(FCCC/KP/CRP.4/Rev.4)、およびAWG-KPの作業成果に関する決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8 and Add. 1-2)に焦点を当てた。同議長は、提案書草案は交渉の現状を反映したものであり、会合報告書の附属書になると指摘した。同議長は、締約国に対し、この文書をCOP/MOPでの審議のためCOP/MOPに送るよう求めた。

ボリビアは、「極めて強い懸念」があると指摘し、COP/MOP決定書草案で言及する文書FCCC/SB/2010/INF.Xは、附属書I締約国の排出削減目標を記載するものとされるか、まだ存在していないと指摘した。議長のAsheは、ボリビアの懸念はAWG-KP報告書に記載されると述べ、締約国は、会合報告書(FCCC/KP/AWG/2010/L.7)を採択した。ボリビアは、これは不適切であるとして不満を述べ、報告書の採択に対する総意はないと指摘した。議長のAsheは、報告書は既に採択されたと指摘した。

AWG-KPは、決定書草案(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add. 1-2)を採択するようCOP/MOPに提案した。最初の決定書(FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.1)には、附属書I国排出削減量、柔軟性メカニズム、方法論問題のバスケット、





対応措置の潜在的影響結果に関する表現が盛り込まれる。この決定書は、附属書I締約国の更なる約束に関するカンクン合意の一端をなし、カンクン合意のセクションに概要が紹介される。第2の決定書草案 (FCCC/KP/AWG/2010/L.8/Add.2) はLULUCFに関するものである。

閉会ステートメントにおいて、グレナダはAOSISの立場で発言し、緩和の下での成果に失望感を表明し、これは「これまでの成果の中でも特に弱いものの一つだ」と評した。議長のAsheは午後1時過ぎ、AWG-KPの閉会を宣言した。

## カンクン合意

「カンクン合意」はCOP 16とCOP/MOP 6の主要な成果である。決定書1/CP.16はAWG-LCAの作業の成果を含み、バリ行動計画(BAP)の主な要素、すなわち長期的協力行動についての共有ビジョン、適応、緩和、資金、技術、およびキャパシティビルディングを対象としている。またこの決定書はAWG-LCAに対し、2011年も引き続き決定書に含まれる作業を実行し、BAPに基づき合意された成果を完了するために法的選択肢の議論を継続するよう要請している。AWG-LCAは、COP 17においてこの成果の採択に向けた発表を行うよう求められた。

決定書1/CMP.6はAWG-KPが取り組んできた作業の成果を反映している。この決定書は、AWG-KPによる作業を継続し、第1約束期間と第2約束期間の間の空白を回避するため、「できるだけ早く」成果を採択することに合意している。決定書はまた、経済全体の排出削減目標に対する附属書1国の約束に留意し、もっと野心的なものにすることを強く求めている。決定書はさらに、排出量取引とプロジェクトベースの柔軟性メカニズムが、土地利用、土地利用の変化および林業(LULUCF)に関連した措置と合わせて引き続き利用可能であることを示している。AWG-KPの今後の作業は、FCCC/KP/AWG/CRP.4/Rev.4に記された草案文書に基づいて実施される。

**閣僚級の交渉：**カンクン合意に至るまでの交渉はAWG-LCA 13とAWG-KP 15に基づいて行われた。第2週目には、先進国と途上国の閣僚がペアになることにより、共有ビジョン、適応、緩和、資金と技術移転などの問題についての議論が促進された。緩和に関して多くの小グループが形成され、途上国と先進国の閣僚がペアになって議長を務め、MRVとICA、REDD プラス、CDMに基づくCCS、および対応措置に取り組んだ。12月8日と9日の夕方遅くと、12月10日金曜日の午後6時と午後9時30分に、COPのEspinosa議長によって開催された非公式中間プレナリーで進展が報告された。こうした非公式プレナリーは、一定の透明性を確保して締約国とオブザーバーに進展状況を知らせるために開かれた。

以下にこれらの非公式中間プレナリーについて記す。また、合意の採択後にCOPとCOP/MOPの合同閉会プレナリーで示された最終ステートメントも記している。

**12月9日木曜日：**12月9日の夕方遅くの非公式中間プレナリーで、下記の非公式協議に関する進展報告が閣僚により行われた。

長期的協力行動のための**共有ビジョン**に関して、スウェーデンは、気温目標、排出削減の長期的世界目標、地球規模の排出のピーク到達という3つの問題に的を絞るよう強調した。

**資金**に関して、バングラデシュは、協議の成果、提案された新たな気候基金の設置に関して容認できる可能性のある2つの選択肢が得られたことを強調した。

**適応**に関して、スペインとアルジェリアは、適応委員会の設置、資金へのアクセスの促進、損失と損害に



対応する国際的メカニズム、および地域センターの統合に関する協議について述べた。

**MRV**に関して、ニュージーランドは、協議は ICA に焦点を当てて行われ、ICA プロセスの頻度や分類などの問題も含まれたと述べた。ニュージーランドは、多くの締約国による前向きな関与と途上国から提出された提案を強調し、これらがバランスのとれた文書に到達するために「役立つ」ことが期待できるだろうと述べた。またニュージーランドは、透明性と各国に対する不合理な負担の回避とのバランスが主要な課題であることを確認した。

**REDD プラス**に関して、ノルウェーとエクアドルは、主要な未解決問題、すなわち資金調達、REDD プラスメカニズムの範囲、国家レベルと国家未満レベルの関連性、および保障措置の MRV について報告した。エクアドルは、各締約国がバランスのとれた文書に対する合意に近づきつつあると説明した。ノルウェーは、妥協の精神を求めて「妥協がなければ、いかなる家族、地域社会、国際社会も存続できない」と述べた。

**技術**に関して、フランスは、技術メカニズム、技術委員会、および CTCN の設置を含めた問題に関する意見の合致が必要であると強調した。またフランスは、一部の締約国がガバナンスなどの問題に関する追加の提案を行うだろうし、2011 年には技術に関する追加の作業が必要になるだろうと説明した。

CDM に基づく **CCS** と対応措置の社会的経済的影響に関して、スイスは、締約国の見解は平行線をたどったままであったが、更に協議を重ねることにより新たな文書の提案が提出できるのではないかという希望を表明した。

AWG-LCA の Mukahanana-Sangarwe 議長は、閣僚級協議の対象にはならなかった AWG-LCA に基づく問題について報告した。同議長は、緩和行動の費用対効果を高めて緩和行動を推進するために市場を利用する機会を含めた多様な方法に関する報告を、このグループがまだ行っていないと述べた。また、セクター別アプローチに関しては合意に至っていないと述べた。また議長は、締約国が「一般的枠組み」に関するパラグラフに合意できなかったのも、特定の部門に対する取り組みに消極的な締約国があると説明した。また、農業に関する文書は「かなり前進した」が、このグループでこれ以上の協議は行わないと強調した。

期限が急速に迫っていることを強調した上で、Espinosa 議長は、夜を徹して更なる協議を続けるよう促した。Espinosa 議長は、数時間後に事務局が非公式協議で行われた作業を反映した草案文書を配布すると説明した。議長は締約国に対し、国益を超えた視点を持って金曜日の夕方までに合意に達するよう強く求めた。

**12月10日金曜日**：次の非公式中間プレナリーは12月10日午後6時に開催された。COP の Espinosa 議長は、交渉が木曜日の夕方以降に継続的に行われてきたことを説明し、締約国および事務局の努力に感謝した。Espinosa 議長は、自己の責任のもとで AWG-KP と AWG-LCA の作業を反映した新たな文書を配布したことを表明し、この文書は「メキシコの文書」を作成するためのものではなく、締約国の見解を反映した文書であると強調した。議長は、プロセスには高い包括性と透明性が保たれると強調した。また議長は、文書を改善する「最後のひと頑張りのための限られた時間」であることを強調した上で、各締約国が新しい文書を検討した後に、非公式プレナリーを午後8時に開催することを提案した。代表たちは議長に総立ちの拍手を送った。

非公式中間プレナリーは午後9時30分に再開された。COP の Espinosa 議長は、草案文書がバランスの取れたものになったことを強調し、草案文書中の編集上の誤記の修正は行われていると述べた。議長は、透明性の高い作業方法であったことを強調し、締約国とオブザーバーによる再度の総立ちの拍手喝采を受けた後、



代表たちの熱意の表明に感謝した。

ボリビアは、交渉用文書あるいは決定書草案としての文書化のプロセスと進捗状況について説明を求めた。またボリビアは、COPとCOP/MOPの議長に対し、このような文書を作成する権限を認めていないと強調した。ボリビアは、この文書が京都議定書に基づく第2約束期間を保証するものではなく、その結果として地球の平均気温が4℃以上増加する可能性が高いことに遺憾の意を表した。ボリビアはこの文書についての議論を求めた。COPのEspinosa議長は、この文書は締約国の作業を容易にするために起草されたものであり、検討とその後の採択のため2つのAWGsに提出されると説明した。

ペルーは、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、ペルー、およびグアテマラを代表して、これらの文書は前進を反映しており、議論を開始するためのものであると述べ、締約国に受け入れるよう要請した。ベネズエラは、締約国に対し、ボリビアの意見に耳を傾け、文書を検討するためにただちにAWGの会合に戻るよう求めた。

大韓民国は、これらの「バランスのとれた文書」を歓迎し、低排出開発戦略を共有ビジョンの一部に含めるべきであること、また、2013年以降のレジームに附属書1国の主導によるすべての緩和努力を含めるべきであると述べた。大韓民国は緑の気候基金とNAMAレジストリーの設置を歓迎した。グレナダは、文書が完全でないことを指摘したが、「完全を求めすぎて良いことを妨げてはならない」と強調した。グレナダは、これら文書を採択することは、すべての締約国がカンクンから何か喜ばしい実際的なものを持ち帰ることを意味すると述べ、締約国に対して、更なる交渉を行わずにこれら文書を支持するよう強く求めた。

スイスは、環境十全性グループ(EIG)を代表して、これらの文書には「すべての締約国が好む」要素と「好まない」要素があると述べ、パッケージに対する支持を表明し、このプロセスに信頼を再構築した議長を称賛した。イエメンは、到達した合意は交渉における「非常に重要な政治的ステップ」であると述べた。オーストラリアは、パッケージが「非常に良くバランスがとれており」、その採択は多国間主義にとって重要な勝利を意味するであろうと述べた。オーストラリアは、このパッケージがコペンハーゲンの結果に基づいていると述べ、約束の支持、REDDの経済機会、重要な適応措置、緑の気候基金、および、技術メカニズムを強調した。

レソトは後発開発途上国(LDCs)を代表して、このパッケージは将来の作業にとって優れた基盤になるものであり、来年のダーバン会議における議論の主要な要素を含んでいると述べた。レソトは、LDCsの脆弱性に対する十分な配慮と、適応枠組みの設置、緑の気候基金、および適応テーマ別の資金調達窓口について強調した。サウジアラビアは、メキシコとその議長国としての務めに対して深い感謝を表明し、バランスは達成できると述べ、AWGsで文書を検討するというベネズエラの提案を支持した。

キューバは、この会議がコペンハーゲンとは明らかに対照的なものであることを認めた。キューバは、自国を現実主義者であると述べ、京都議定書に基づく附属書1国の約束をここで確立することはできないが、第2約束期間についての合意を得ることはできたと述べた。

モルディブ、シンガポール、セネガル、および他の多数の国々もこのバランスのとれたパッケージを歓迎した。EUは、パッケージがこのプロセスの将来に向けた道筋を開くものであると語り、コペンハーゲン会議で約束を支持する最初のステップが提供されたと述べた。イエメン、キューバ、サウジアラビア、インド、トルコ、EU、および他の多数の国々は、議長国メキシコが取った透明性の高い包括的なプロセスを賞賛した。





ウルグアイは、農業に関する合意に至らなかったことに失望を表明した。バングラデシュは、文書中の適応と資金調達に関する前向きなステップを強調した。ガイアナは妥協を求め、文書についての議論を再開することに対して警告を発した。米国は、適応、技術、資金、緩和の約束の支持、および MRV/ICA についての前進を強調し、更に前進させるために必要なバランスをこの文書が提供すると述べた。アラブ首長国連邦は、京都議定書に対するシグナルが弱いことに失望を表明したが、CCS を支持するシグナルを歓迎し、この文書により前進していくことを支持した。フィリピンは資金面の前進を歓迎した。

ケニヤは、この文書が微妙なバランスを目指していると述べ、損失と損害に関する強力な言語が必要であることを強調し、緩和の名のもとに適切な支援がないまま行動の責任が途上国へ移りつつあると述べた。コスタリカは、代表たちが徒手でカンクンを離れるのではないと述べた。中国は、文書には不十分な点があるものの、カンクンにおける成果は締約国の見解を公平に反映していると述べた。中国は、この交渉がバリ行動計画と、共通であるが差異のある責任の原理に準拠していたことに満足を表明した。パキスタンは、この文書が「深遠な理解と現実主義を反映している」と述べた。タジキスタンは、内陸部山岳途上国を代表して、提案された適応枠組みと資金調達理事会の計画のプロセスを歓迎したが、提案された気候基金の移行委員会にこの地域から代表が出ていないことに遺憾の意を表した。

日本は、COP 議長のリダーシップに敬意を表し、草案文書の採択を支持した。アルジェリアはアフリカグループを代表して、カンクン会議が多国間システムに対する信頼を回復させたことを認め、これらの文書に対する支持を表明した。インドは「神は今夜メキシコのすぐそばに近づいた」と述べ、バランスのとれた合意が形成され、損なわれた信頼を取り戻すプロセスが始まったと述べた。コロンビアは、パッケージは「精密にバランスがとれている」と強調し、このパッケージが「更なる混乱なく」採択されるよう求めた。エクアドルは、文書には改善の必要性があると指摘しながらも、これらの文書は「重要な前進」を表しており、ダーバンに向けた今後の作業の土台になり得ることを認めた。

インドネシアは、これらの文書は「完全にはほど遠い」ものの今後の議論に役立つ意見の集約部分を含んでいると強調した。ザンビアは、これらの文書が南アフリカにおける合意に向けた基本的な要素になるとしてこれを支持した。チリは、これらの文書は気候変動に対するバランスのとれた対応を構成していると述べ、このパッケージが「高く評価されるべき強固な基盤」であると強調した。

ブラジルは、これら文書の採択を支持し、文書が「完全ではないものの、本質においてバランスがとれている」と強調した。アルゼンチンは、この文書は南アフリカで改善されるべきであるが妥当なものであると強調してこれを支持した。ドミニカ共和国は、現在交渉中の合意を具体化する必要性を強調し、文書の支持を表明した。東ティモールは「これらの文書は許容できるレベル以上のもであり、おおむね優れた文書である」と述べ、その採択を支持した。ベニンは、これらの文書が先進国と途上国の両方に支持される国際的合意の達成に向けた「優れた」「重要な」前進であると述べた。タンザニアは、これらの文書は「完全に満足いくものではない」ものの、重要な前進の一步であると述べ、未解決の問題のほとんど大部分がダーバンで解決される希望を表明した。クウェートは、これらの文書が「正しい航路を航行する船」であると強調してこれを支持した。

COP の Espinosa 議長は、このパッケージはすべての人を 100%満足させるものではないが、必要とされる領域に前進の徴候がみられると述べた。Espinosa 議長は、カンクン会議は終着点ではなく、すべての者が



環境と他の人類に対する責任を担っているという信念に基づく協力の新たな段階の始まりであると強調した。Espinosa 議長は「これらの文書は、プロセスのこの段階で達成可能な最良の文書である」と強調し、南アフリカでの会議の成功を保証するために、今後の作業が必要なすべての問題について取り組んでいくことを約束した。

その後、非公式中間プレナリーが閉会し、AWG-KP と AWG-LCA の閉会プレナリーが開催され、さらに COP と COP/MOP の閉会プレナリーが行われてカンクン合意が採択された。

**COP と COP/MOP の合同閉会プレナリー**：COP と COP/MOP によるカンクン合意の採択に続いて、締約国を再度召集した合同閉会プレナリーが開かれ、COP の Espinosa 議長が Felipe Calderón メキシコ大統領を迎えた。Calderón 大統領は各締約国を祝福し、この 1 年間の作業により不信と集団麻痺のような無力感を打ち破り、多国間主義に新たな希望がもたらされたと強調した。同大統領は、カンクン合意が気候変動に対する全体での対応の新時代を表すものであると述べ、優れた合意とは「すべての締約国に不満足な部分が残る合意である」と強調した。Calderón 大統領は、目標の見直しを含めた 2 未満の共通目標、CTCN に関する技術合意、緑の気候基金(GCF)の設置を含めた短期的および長期的資金、成果主義に基づく REDD プラス決定書の採択、および AWG-KP の新たなマンデートに関する達成について述べた。

**閉会ステートメント**：ベネズエラは、すべての締約国が「カンクンで決まった解決策の一部を担っていると感じる」ことができれば良いと述べた。レソトは LDCs を代表して、LDC 専門家グループ(LEG)が行う LDCs 関連事項の検討の SBI による延長、キャパシティビルディング、および技術移転と GCF に関する転機になったと強調した。レソトは、締約国が野心的な法的拘束力がある手段に向けて進むよう求めた。

バングラデシュは交渉における妥協の精神を強調した。ノルウェーは、カンクン会議は国連への信頼を回復させ、多くの問題について大きな前進があり、「気候という列車をダーバンと成功に向かう軌道」に載せたと述べた。パナマは、締約国は今後数ヶ月のうちに GCF などに良好な前進が見られ、CDM も更なる進展を遂げるであろうと楽観的な見方を表明した。グレナダは小島嶼国連合(AOSIS)を代表して、この会議は締約国が 2011 年の南アフリカにおける更なる前進に対する信頼と希望と期待を持って進むために十分な成果をもたらしたと述べた。グレナダはまた、会議で達成された事は、気候変動に関してすべての人々に生命、自由、および安全保障を与えるものになるだろうと付け加えた。

イラン、ジンバブエ、ケニヤ、米国など多くの国々は、COP/MOP の Espinosa 議長に対し、彼女のリーダーシップとプロセスの進め方に感謝を表明した。ザンビアは、気候変動などの国際的な課題に取り組むには多国間主義が唯一の方法であると強調した。パキスタンは、第 2 約束期間の採択を伴う、京都議定書に基づく確固たる成果が望ましかったと述べた。

その後、COP と COP/MOP 合同閉会プレナリーは一時中断し、COP と COP/MOP が残りの決定書を採択した。

**長期的協力行動に関するカンクン合意**：COP による採択された決定書 1/CP.16 は、長期的協力行動についての共有ビジョン、適応に関する行動の強化、緩和に関する行動の強化、資金、技術およびキャパシティビルディング；見直し；他の事項；および AWG-LCA の延長まで含んでいる。

その序文において、COP は、

・AWG-LCA の作業のすべての側面が完結したわけではなく、また決定書の中に、将来的に法的拘束力がある成果が得られる見込みがあると判断できる材料が全く無いことを理解した上で、バランスのとれた方法で確



実な前進を目指し、

- ・ 2013 年以降に条約を完全に、かつ効果的、持続的に実行できるようにするという約束を再確認し、
- ・ 途上国が経済成長を持続し、貧困を撲滅する必要があることを確認し、
- ・ 人権と気候変動に関する国連人権理事会の決議 10/4 に留意する。

**共有ビジョン**に関して、本合意は、特に、

- ・ 締約国が衡平性に基づき、かつ共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力に従い、条約の目的を達成するためのビジョンを、世界的目標などにより共有することを確認し、
- ・ 気候システムによる明確な警告と、科学によれば気温上昇を 2 未満に抑えるには GHG 排出の大幅な削減が求められること、またこの長期目標を達成するために締約国が緊急の行動を取るべきであることを認識し、さらに 1.5 の気温上昇との関連など、科学に基づく長期目標の強化について第 1 次レビューで検討する必要性を認識し、
- ・ 世界の排出を 2050 年までに大幅に低減するための世界目標の特定に向けて作業を行い、その目標を COP 17 で検討することに合意し、
- ・ 締約国が、できるだけ早く GHG 排出のピークに達するために協力するべきであることに合意し、また、利用できる最良の科学に基づくピーク到達の期限の特定と、持続可能な開発への衡平なアクセスに向けて努力し、この件について COP 17 で検討することに合意し、
- ・ 幅広い利害関係者を参加させる必要性を認識し、
- ・ 締約国は気候変動に関連する行動の中で人権を尊重すべきであることを強調し、
- ・ 締約国、とりわけ途上国に対して十分な考慮が払われることを確認し、
- ・ 気候変動は、成長と持続可能な開発の機会を提供する低炭素社会へのパラダイムシフトを必要とする一方、労働力の公正な移転を確保する必要があることを認める。

**適応に関する行動の強化**に関して、COP は、特に脆弱な国々のニーズを考慮に入れた上で、開発途上締約国の脆弱性を低減し、回復力を構築することを目的とした行動の実行を支援する行動の強化が求められていることに合意する。COP はまた、適応が条約に従って行われるべきであることを確認する。またこの合意により、カンクン適応枠組、適応委員会、および損失と損害に関する作業プログラムを設置する。

本文書は締約国に対し、特に下記によりカンクン適応枠組に基づく適応措置を強化するよう呼びかける。

- ・ 国別適応計画プロセスで特定された適応措置の立案と実行
- ・ 影響、脆弱性、適応の評価
- ・ 制度的能力の強化とそれを可能にする環境の
- ・ 社会経済システムと生態系の回復力の構築
- ・ 防災戦略の強化
- ・ 技術の開発と移転
- ・ 気候に関連したデータへのアクセスの改善

また本合意は、技術支援とガイダンス；優良事例に関する情報共有の強化；組織、センター、およびネットワークの相乗効果の推進および関与の強化；適応の実行を動機付け、脆弱性を低減する方法に関する優良事例についての情報の提供；および、更なる行動の提言を目的とした適応行動のモニタリングとレビューに





関する報告の締約国による検討により強化された行動の実行を推進するための適応委員会を設置する。また締約国に対し、適応委員会の構成、様式、手続きについての見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。AWG-LCA は、COP 17 における検討に向けてこれらの提出文書を詳細に検討する。

また、ワークショップと専門家会合を通して、特に脆弱な国々における気候変動の影響に関連する損失と損害への対応方法を検討するために、作業プログラムも設置される。この文書は締約国に対し、作業プログラム中に含めるべき事柄についての見解、特に気候リスク保険制度の開発、リスク管理のオプション、リスクの分担と移転のメカニズム、回復力の構築、および、開始が遅れたイベントの回復方法についての見解を、2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。本文書は、SBI に対し、損失と損害に関する提案を COP 18 に行うために、SBI 34 の作業プログラムにより実施される活動について合意するよう要請する。

本合意は、締約国が、適応に関する行動の強化について提供を受けられる支援、実施された活動、進展の状況、学んだ教訓、および課題とギャップの情報を既存のチャンネルを用いて提供しなければならないことを決定する。

**先進国による国内的に適切な緩和の約束または行動**に関して、COP は、共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力と、これまでの世界の排出の最も大きな部分を占める先進国の歴史的責任を認めながら、GHG 排出の大幅な削減の必要性を強調する。また本文書は、附属書 I 国により経済全体の数量化された排出削減目標が実行されるべきであることに留意し、附属書 I 国に対し、人為的排出の総計を AR4 の IPCC 提案に合致する水準まで低減するために、これらの目標に対してもっと野心的になるよう強く求める。本合意は、排出削減の進展状況と途上国における資金、技術、キャパシティビルディングの支援の提供に関する国別報告書の報告を強化し；国別報告書の報告とレビューのガイドラインを強化し；国別の発生源による排出量と吸収源による除去量を推定する方法を確立し；SBI における経済全体の数量化された排出削減目標に関する排出と除去の国際的評価のプロセスを設定し；先進国に対し低炭素開発戦略を策定するよう要請し；既存の報告とレビューのガイドラインに基づく様式と指針の策定に向けた作業プログラムを設定することを決定する。

様式とガイドラインの策定のための作業プログラムは、資金の提供、数量化された経済全体の目標達成についての補足情報、および国別インベントリの作成に関する国別報告書の報告についてのガイドラインを必要に応じて改訂する。またこの作業プログラムは、国別報告書のレビューのガイドラインを改訂し、国別インベントリ作成のガイドラインを設定し、LULUCF や市場に基づくメカニズムの役割など、数量化された経済全体の目標に関する排出と除去の国際的評価とレビューの手續と様式を定義する。

本文書は、事務局に対し、市場メカニズムと LULUCF の利用を含めた、目標の到達に関連する前提と条件を明確にするためのワークショップを開催し、前提と条件の理解と取り組みを促進し、その比較を容易にするための技術文書を作成するよう要請する。

**開発途上締約国による国内の適切な緩和行動**に関して、COP は、開発途上締約国が 2020 年までに BAU(現状維持)と比較した排出削減を達成することを目的として、NAMAs(国内の適切な緩和行動)を実施することに合意する。また COP は、先進国が途上国の NAMAs の準備と実行に支援を提供することを決定する。資金、技術およびキャパシティビルディングの支援と国際的支援を求める NAMAs をマッチさせるためのレジストリーが設置され、途上国の NAMAs はレジストリーの独立した部分として記される。事務局は、国際的支援を求



める NAMAs、先進国から提供される支援、および提供された支援に関する情報を記録し、更新する。事務局は、すでに報告された NAMAs、自発的に提出された追加の NAMAs、および国際的に支援された緩和行動と関連の支援をレジストリーの別の部分に記録する。

本合意は、緩和行動とその効果、および受けた支援に関する非附属書 I 国の国別報告書における報告が、LDCs と SIDS に柔軟性を与えながら強化されるべきであることを示している。国際的に支援される緩和行動は、今後策定される予定のガイドラインに従い国内および国際的 MRV の対象となる一方、国内で支援を受ける緩和行動は、今後策定される予定のガイドラインに従い国内 MRV の対象となる。隔年に報告される ICA には、SBI の中で緩和行動とその効果の透明性を高めるために実施され、緩和行動、インベントリ報告、実行の進展、および国内 MRV と受けた支援に関する情報が含まれる。また COP は、レジストリー、支援された行動の MRV とそれに対応する支援、国別報告書の一部としての隔年報告、国内 MRV、および ICA の様式とガイドラインを策定するための作業プログラムに合意する。また締約国に対し、2011 年 3 月 28 日までに、これらの様式とガイドラインについての見解を事務局に提出するよう要請する。

また事務局に対し、提出された緩和行動の多様性、その基礎となる前提、および実行に必要な支援を理解するためのワークショップを開催するよう要請する。

REDD プラスに関して、本合意は、十分かつ予測可能な支援がすぐに得られる場合には、途上国は、森林被覆と炭素損失を減速し、停止し、逆転させることを目指すべきであることを確認する。本合意は、開発途上締約国に対し、森林減少と森林劣化に起因する排出の削減、森林炭素貯蔵の保全、持続可能な森林管理、および森林炭素貯蔵の強化により、森林部門における緩和行動に貢献するよう促す。この目的の一部として、途上国に対し、国家戦略または行動計画、国家森林基準レベルまたは中間的な手段としての準国家基準レベル、確固として透明性の高い国家森林モニタリングシステム、実行の全体を通して(本決定書の附属書 I の中の)保障措置が取り込まれている方法に関する情報を提供するシステムを開発するよう要請する。

本文書は SBSTA に対し、特に森林減少と森林劣化を推進する要因と、こうした活動による排出量と除去量を推定する方法論を特定する作業プログラムを開発するよう要請する。この作業プログラムには、COP 18 による検討のために、こうした活動に起因する発生源による排出と吸収源による除去についての NAMAs の MRV と一致した、MRV の様式の策定も含むべきである。また AWG-LCA に対し、成果主義の行動を完全に実行するための資金調達オプションを調査し、それを COP 17 で報告するよう要請する。

**緩和行動の費用対効果を強化するための多様な方法**に関して、締約国は、自主的な参加と衡平なアクセス；途上国による NAMAs を支援する他の補完手段；経済の幅広いセグメントにわたる緩和の促進；環境十全性の保護；排出の正味の減少または回避の確保；国内の緩和努力にとって補完的なものとしながら先進国が緩和目標を達成するための支援；および優良なガバナンスと確固とした市場の確保を考慮に入れて、COP 17 において、一つもしくは複数の市場に基づくメカニズムを設置することを検討することを決定する。また AWG-LCA に対し、COP 17 における決定に向けてこのメカニズムを詳細化し、既存のメカニズムを維持し拡張するよう要請する。また締約国に対し、こうしたメカニズムについての見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。また市場に基づかない一つもしくは複数のメカニズムの設置も検討することとし、AWG-LCA に対し COP 17 における決定に向けてこのメカニズムの詳細化を要請する。締約国に対し、市場に基づかないメカニズムと緩和行動の費用対効果を強化する多様な方法の評価に関する情報について



の見解を、2011年2月21日までに事務局に提出するよう呼びかける。

**資金**に関して、COPは、先進締約国に対し、短期資金および長期資金のリソースに関する情報を2011年、2012年、および2013年の5月までに事務局に提出するよう呼びかける。またCOPは、公的及び民間の多様な資金源から大規模で新たな、予測可能で十分な資金が、特に脆弱な途上国を考慮の上、途上国に提供されることを決定する。またCOPは、緑の気候基金(GCF)の設置を決定する。

GCFは条約の資金メカニズムの運営組織として、COEのガイダンスに基づき、テーマ別資金調達窓口を利用して途上国におけるプロジェクト、プログラム、およびその他の活動を支援するため、COPに対する責任を負いながらCOPの指導のもとで機能することになる。GCFは、先進締約国と開発途上締約国から同数の代表を出し合った24名の理事会メンバーにより統治される。GCFは、受託者により管理される。世界銀行がGCFの暫定的な受託者となり、基金の運営を開始してから3年後に審査を受ける。基金の運営は独立した事務局によって支援される。GCFは、附属書III第2項の取り決め事項に従い移行委員会により計画が策定される。

またCOPの元に、資金メカニズムに関するCOPの役割の実行を支援するために、常任委員会を設置する。

**技術の移転と開発**に関して、本合意は、技術の移転と開発の目的が緩和と適応措置を支援することであること、また技術ニーズは国ごとに決定されなければならないことを決定する。さらに技術実行委員会(TEC)(その構成とマンドートは決定書の附属書Vに記載されている)、および気候技術センターとネットワーク(CTCN)を初めとする技術メカニズムを設置する。

TECは、決定書4/CP.7により採択され、決定書3/CP.13により強化された条約4.5条(技術移転の枠組み)の実行を強化するための枠組みを実行する。TECは下記の機能を持つ。

- ・ 技術ニーズ、および政策と技術的な問題の分析の概要を提供する。
- ・ 技術移転を推進する行動を検討し提言する。
- ・ 特にLDCsに配慮した政策とプログラムの優先順位に関するガイダンスを提供する。
- ・ 政府、民間部門、NGOs、および学会と研究分野の間の協力を促進する。
- ・ 技術移転への障壁に対処するための措置を提言する。
- ・ 関連組織、イニシアチブ、利害関係者との協力を探る。
- ・ 技術ロードマップまたは行動計画の策定と利用を促す。

CTCNは途上国の要請を受けて、参加者を効果的に参加させることを目的として、技術的ニーズの特定と環境的に健全な技術の実行に関する助言と支援を提供し;途上国の技術オプションを特定する能力の訓練と支援を促進し;既存技術の展開を促進するために、ネットワーク、組織、イニシアチブの間のネットワークを促進する。またCTCNは、国家、地域、および国際的な技術センター、および関連の国家機関との協力を強化し、公共と民間の関係者間のパートナーシップを促進し;国内の技術援助と訓練を提供し;南北、南南、および三者間のパートナーシップを推進するためのペアリングセンターの設置を促進し;分析ツール、政策、および優良事例を特定してその開発を支援する。

また本合意によりCOP16の結論としてEGTTのマンドートが終了し、TECはCOP17における検討に向けて様式と手続の詳細化を行う会合を可能な限り早く開催することになる。暫定的には、TECとCTCNは補助機関を介してその活動と業績をCOPに報告する。





AWG-LCA は COP 17 における決定に向けて、技術メカニズムを 2012 年に運営できるようにするための作業を継続する。こうした作業には、TEC と CTCN の関係とその指揮命令系統、CTCN のガバナンス体制と取り決め事項、およびセンターとネットワークの関係、提案要請の手續と CTCN のホストを選出する基準、技術メカニズムと資金メカニズムの関係、TEC と CTCN の追加機能の検討に関する作業が含まれる。また AWG-LCA に対し、EGTT の作業を活用して、継続作業の要素に関する専門家ワークショップを開催するよう要請する。

**キャパシティビルディング**に関して、本合意は、関連機関の強化、知識と情報を共有するためのネットワーク、報告、教育、訓練、啓発、および関係者の参加を強化することにより、キャパシティビルディングの支援を促進しなければならないと明言する。資金は、附属書 I 国と提供が可能な他の国々が提供すべきである。

また AWG-LCA に対し、COP 17 における検討に向けて、キャパシティビルディングの有効性についてのモニタリングとレビューの更なる強化を検討するよう、また同様に COP 17 における検討に向けて、キャパシティビルディングの制度的取り決めに関する様式を詳細化するよう要請する。

**レビュー**に関して、本合意は、長期的な世界目標の妥当性と、その達成に向けた全体的な進展状況を定期的に審査することを決定する。このレビューは衡平で、共通であるが差異のある責任とそれぞれの能力によって指導されるべきであり、IPCC 評価報告などの利用できる最良の科学、観察された気候変動の影響、締約国が取る措置の全体的な効果の評価、および 1.5 の気温上昇との関連を含む長期的な世界目標の強化の検討について責任を負う。第 1 次レビューは 2013 年に開始して 2015 年までに終了し、COP はこのレビューに基づいて適切な行動を取らなければならない。

また AWG-LCA に対し、COP 17 における採択を視野に入れて更にレビューの範囲を定義し、必要な入力情報の様式を作成するよう要請する。

**その他の事項**に関して、COP は、AWG-LCA に対し、経済移行期にある附属書 I 国、および特別な状況が COP に認められた附属書 I 国のトルコのための技術、キャパシティビルディング、および資金へのアクセスの推進を目的として問題を検討するよう要請する。

**AWG-LCA の延長**に関して、本合意は、WG-LCA のマンデートを COP 17 まで 1 年間延長する。さらに AWG-LCA に対し、この決定書中の約束事項を実行し、検討中の文書を利用して作業を継続し、バリ行動計画、COP 16 で実施された作業、条約 17 条に基づき締約国が行った提案に基づき、合意された成果を完了するために、法的選択肢の議論を継続するよう要請する。また事務局に対し、これらの会合の事務局によるガイダンスに従って必要な措置を取るよう要請する。

**附属書 I 国の更なる約束についてのカンクン合意** : COP/MOP により、カンクン合意の AWG-KP 要素を構成する決定書 1/CMP.6 は採択された。この決定書において COP/MOP は、AWG-KP が 1/CMP.1 に準拠した作業を完成させ、約束期間の空白を回避するために、その結果をできるだけ早く COP/MOP で採択することを目指すことに合意する。また AWG-KP に対し、AWG-KP による文書 (FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4) に基づいて作業を継続するよう要請する。COP/MOP は、現在の経済全体の数量化された排出削減目標に留意し、IPCC の AR4 に示される範囲に従って GHGs の全体の排出量を低減することを目的として、附属書 I 国に対し、個別又は全体で達成されるべき排出削減のレベルをもっと野心的なものとすることを強く求める。COP/MOP は、排出削減目標を QELROs へと転換するためには更に作業が必要であること、また、第 2 約束期間において割当量



を計算するための基準年は1990年もしくは京都議定書3.5条に従った基準年とすることに合意する。また、基準年に関連するQELROsのリストの他に、自国の目的のために参照年を用いてQELROsを表すこともできることに合意する。

またCOP/MOPは、附属書I国がQELROsを満たすために排出量取引とプロジェクトベースのメカニズムを継続して用いてもよいこと、これらメカニズムがFCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4の第4章に含まれる草案文書に基づく決定によってさらに改善され得ること、また、決定書2/CMP.6の中のCOP/MOPにより採択されたLULUCF決定に従って締約国のQELROsを達成する手段として、引き続きLULUCFを利用できることに合意する。COP/MOPは、附属書Aに記載されたGHGsの第2約束期間に対するCO<sub>2</sub>換算値の算定に用いられるGWPsは、IPCCにより提供され、FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4のIV章の草案文書に基づく他の方法論上の問題とともにCOP/MOPにより合意されたGWPsでなければならないことを決定する。最後に、COP/MOPは、FCCC/KP/AWG/2010/CRP.4/Rev.4のV章の文書に基づいて潜在的影響結果の更なる検討を継続しなければならないことに合意する。

### **SBI 33**

SBIのRobert Owen-Jones議長(オーストラリア)は11月30日火曜日にSBI-33を開会した。Owen-Jones議長は、附属書I国の国別報告書に含まれる情報の小項目を未定のままとすることを提案し、締約国はこれに同意した。締約国は議題を採択し、作業構成書について合意した(FCCC/SBI/2010/11)。

イエメンは、G-77/中国を代表して、SBIに対し、附属書I国の排出削減努力などの条約の実行を審査するSBIのマンデートを果たすよう強く求めた。メキシコは、EIGを代表して、関係者の参加の重要性を強調した。グレナダは、AOSISを代表して、資金メカニズム、特に資金へのアクセスについての議論を求めた。開会ステートメントの詳細な報告は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12489e.html>を参照のこと。

**附属書I国の国別報告書およびGHGインベントリデータ：1990～2007年および1990～2008年の国別温室効果ガス(GHG)インベントリデータ：**この副議題項目(FCCC/SBI/2009/12とFCCC/SBI/2010/18)は、11月30日のSBIプレナリーで最初に取り上げられた。次いで、Anke Herold(Germany)とEric Mugurusi(タンザニア)が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。この副議題項目の中で論じられた主な問題として、報告書に単に留意するか、あるいは、附属書I国の合計排出量を示した上で、報告書中の情報に対する明確な参照を含めるか、という問題が含まれた。SBIは12月4日土曜日に結論書を採択した。

**SBI 結論書：**SBIは、結論書(FCCC/SBI/2010/L.35)の中で、1990～2007年および1990～2008年の附属書I国の国別GHGインベントリデータに関する報告書に留意する。またSBIは、特に1990～2008年の期間にLULUCFによる排出/除去を除く全附属書I締約国の合計GHG排出量が6.1%減少し、また、LULUCFを含む全GHG排出/除去が10.4%減少したことに留意する。

**第5次国別報告書の提出とレビューの状況：**この副議題項目(FCCC/SBI/2010/INF.8)は、11月30日のSBIのプレナリーで最初に取り上げられた。さらに、Anke HeroldとEric Mugurusiが共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。このコンタクトグループで提起された主な問題として、第5次国別報告書の提出の状況、レビューの必要性、ならびに一部の場合に集中レビューを行う可能性などが含まれた。

SBIは12月4日に結論書を採択した。またSBIは、COPによる検討に向けた決定書草案と、COP/MOPによる検討に向けた決定書草案を提案した。これらの決定書草案は、12月10日金曜日にCOPとCOP/MOPにより



それぞれ採択された。

**SBI 結論書**：SBI は、結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、特に下記を決定する。

- ・第5次国別報告書の提出とレビューの状況に留意する。
- ・COP 決定書草案と COP/MOP 決定書草案を提案する。

**COP 決定**：COP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1)の中で、国別報告書のレビューが有用であることを認め、これを継続するべきであると結論付ける。

**COP/MOP 決定**：COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.2)の中で、事務局に対して下記を実施するよう要請する。

- ・COP/MOP 7 おける検討に向けて第5次国別報告書に組み込む補足情報の編集文書と統合文書を作成する。
- ・全 GHG 排出の CO2 換算値(LULUCF を除く)が 5000 万トン未満である締約国のうち、事務局が詳細な国内レビューを行う条約の附属書 II に含まれる締約国を除いた締約国に対し、第5次国別報告書の集中レビューを実施する。
- ・上記の締約国から要請があった場合、第5次国別報告書の綿密な国内レビューを行う。

**第6次国別報告書の日程**：この副議題項目(FCCC/SBI/2009/INF.9)は、11月30日のSBI プレナリーで最初に取り上げられ、さらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。ここで取り上げられた問題として、附属書 I 国の第6次国別報告書の提出の日程の設定、および第7次国別報告書の提出可能な日程の検討が含まれた。

SBI は 12 月 4 日に関連の結論書を採択し、SBI が提案した決定書草案が 12 月 10 日に COP により採択された。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、COP による検討に向けた決定書草案を提案する。

**COP 決定**：COP 決定書(FCCC/SBI/2010/L.36/Add.1)は、下記を決定する。

- ・国別報告書をまだ提出していない附属書 I 国に対し、優先事項として提出するよう強く求める。
- ・附属書 I 締約国に対して、第7次国別報告書を 2014 年 1 月 1 日から 4 年以内に事務局に提出することを視野に入れた上で、2014 年 1 月 1 日までに第6次国別報告書を事務局に提出するよう要請する。

**条約 12.5 条(国別報告書の頻度)(附属書 I)**：この副議題項目は、11月30日のSBI プレナリーで最初に取り上げられ、次いで Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。多くの締約国が、この問題について SBI 34 でさらに議論し、非附属書 I 国の国別報告書グループと共同で更に議論を行うことに合意した。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.36)の中で、本事項の SBI 34 での継続検討に合意する。

**非附属書 I 国の国別報告書：非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ(CG E)**：11月30日のSBI プレナリーで、CG E の議長が CG E の作業(FCCC/SBI/2010/21 と Add.1)に関する進捗報告を示した。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。議論は、調査、技術報告、ワークショップ、および地域の訓練活動に的を絞って行われた。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.33)の中で、下記を決定する。

- ・CG E に対し、国別報告書の作成に向けて、プロセスの開発と長期的な持続可能性、および国別技術チーム





の設置と維持に関する計画的ワークショップを 2011 年前半に開くよう要請する。

・CGE に対し、2011～2012 年の期間内に、リソースの利用可能性に応じて、各地域に少なくとも 2 回の訓練活動を実施するよう要請する。

・附属書 II に含まれる締約国と、それを行うべき立場にある他の締約国に対し、CGE が計画した活動を 2011 年に実行するための資金を提供するよう強く求める。

**非附属書 I 国の国別報告書に含まれる情報**：この項目についての議論は行われなかった。議長の提案で、この項目を SBI 34 の暫定議題に含めることを決定した。

**条約 12.5 条(国別報告書の頻度)(非附属書 I)**：この副議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、さらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務める合同コンタクトグループで検討された。12 月 4 日に SBI は、この項目の検討を SBI 34 まで延期することを決定した。

**資金的、技術的支援**：この副議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。GEF は、非附属書 I 国の国別報告書(FCCC/SBI/2010/INF.10、FCCC/CP/2010/5 および Add.1)の資金的、技術的支援の状況を提示した。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。SBI は 12 月 4 日に結論書を採択した。

議論された主な問題としては、国別報告書の作成のための資金と現在の手続の提供、また、タイムリーな資金へのアクセスの困難さの問題が含まれた。

多くの途上国が、特に GEF に対し資金が確実に非附属書 I 国の国別報告書に提供されるよう、手続に関する詳細な、正確で時宜を得た、完全な情報を提供するよう呼びかけること、資金への直接的アクセスが必要であること、ならびにプロジェクト資金調達の継続性を確保するためにその後の国別報告書のためのプロジェクト提案を提出することへの言及を含めるよう提案した。また多くの途上国は、関係締約国に対する時宜を得た効率的な資金の分配に対して問題を生じている現在の手続に対する懸念を表明した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.37)の中で、特に下記を決定する。

・GEF に対し、12.1 条(国別報告書)に基づく義務を順守する際にすべての途上国に発生する合意された全費用をまかなうために、タイムリーかつ効率的な方法で確実に資金が提供されるよう、特に様式と手続に関する完全な情報を提供するよう呼びかける。

・非附属書 I 国に対し、現在の国別報告書を完成する前に、その後の国別報告書のための資金を調達するためのプロジェクト提案を事務局に提出するよう促す。

・COP 16 が GEF に対して、直接的アクセスにより国別報告書作成の資金にアクセスすることを決定した締約国に対して、確実にタイムリーな資金の支払手続を完了するよう要請することを提案する。

・COP 16 が GEF に対して、非附属書 I 国の国別報告書中に確認され、提出されて認可されたプロジェクトのための資金調達に関する情報を提供するよう要請することを提案する。

**資金メカニズム**：この議題項目は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。この項目は、資金メカニズムの第 4 次レビュー(FCCC/SBI/2010/INF.7、FCCC/SBI/2009/MISC.10 および Add.1)；GEF の報告(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/CP/2009/9、FCCC/SBI/2010/MISC.5)；SCCF の評価；および LDC 基金(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/SBI/2010/5、FCCC/SBI/2010/15、17、26、および MISC.9、FCCC/SBI/2009/MISC.10 および Add.1)に関する 4 つの小項目を含んでいた。Ana Fornells de Frutos(スベ



イン)と Fernando Farías(チリ)が資金メカニズムのレビュー、GEF の報告、および SCCF の評価に関するコンタクトグループの共同議長を務めた。また、Katherine Vaughn(オーストラリア)と Rence Sore(Solomon Islands)が LDC 基金に関するコンタクトグループの共同議長を務めた。SBI は、12月4日の閉会プレナリー中にこれら副議題項目に関する結論書と COP 決定書草案を採択した。COP はその後 12月10日に決定書の文書を採択した。

**資金メカニズムの第4次レビュー**：締約国は SBI 33 による決定書草案を検討し、資金メカニズムの第4次レビューを完了した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.38)の中で、COP による採択に向けた決定書草案を提案する。

**COP 決定**：COP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.38/Add.1)の中で、GEF が途上国への支援を提供してきたこと、また引き続き支援を強化していくべきであることを決定する。また、途上国が条約に基づく約束を達成し、国のキャパシティビルディングを強化し、緩和のための技術、実践、プロセスを適用し、普及を援助することにこの支援の焦点を当てるべきであることを示す。また COP は、GEF が国家適応行動計画(NAPAs)の実行を含めた適応活動を実行するために、LDC 基金や SCCF による支援の提供と強化を継続すべきであることを決定する。COP はさらに SBI 37 に対し、資金メカニズムの第5次レビューを開始するよう要請する。

**GEF の報告書と GEF への指針**：GEF は SBI の開会プレナリーの中で報告書(FCCC/CP/2010/5)を提示し、様々な国々で多くの適応、技術移転、およびその他のプロジェクトが実行されてきたことを強調した。また GEF は、GEF の第4次補充において LDCs と SIDS への資金の割当が、GEF の第3次補充時の 12%から 18%へと増加したことに留意した。SBI 閉会プレナリーでは、G-77/中国を代表してフィリピンは、決定書の文書の表題に GEF に対する追加のガイダンスのみを記すよう要請し、締約国はこれに同意した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.39)の中で、採択に向けた決定書草案を提案する。

**COP 決定**：COP は決定(FCCC/CP/2010/L.2)の中で、GEF に対して下記を行うよう要請する。

- ・技術支援の費用が非附属書 I 締約国に国別報告書の作成のために提供される資金から減額されないことを認めた上で、非附属書 I 国の国別報告書作成のための技術支援に対する資金提供を継続する。
- ・非附属書 I 国に対する時宜を得た国別報告書作成用資金の支払を継続するための運営手続に基づくプロセスを確実に迅速化する。
- ・実施機関とともに、非附属書 I 国が条約に基づく報告義務を果たすための資金提供を受けるプロセスの手続を簡素化し、その有効性と効率性の改善に取り組む。

**特別気候変動基金(SCCF)の評価**：この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。またこの問題はコンタクトグループでも検討された。SBI は 12月4日に結論書と COP 決定書草案を採択した。COP はその後 12月10日に決定を採択した。

**SBI 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.40)の中で、この問題の検討を完了し、COP における採択に向けた本事項に関する決定書草案を提案することを決定する。

**COP 決定**：COP 決定書(FCCC/CP/2010/L.3)は、決定書 1/CP.12(SCCF の運営のための指針)第2項の実行の状況の評価を結論付け、SCCF の運営を委託した機関に対し、COP 17 への報告書の中に決定書 7/CP.7(SCCF の設置)の第2(a-d)項の実行に関する情報を含めるよう要請する。

**LDC 基金**：この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、その後コンタクトグループ



でも取り上げられた。12月4日にSBIは結論書を採択し、COPに対する決定書草案を提案し、12月10日にCOPが決定書草案を採択した。

**SBI 結論書:** SBIは結論書(FCCC/SBI/2010/L.27)の中で、LDC専門家グループ(LEG)に対し、2011年のLEGの最初の会合の中で、LDCFによる資金のアクセス、資金の支払、NAPAsの実行戦略の計画、およびLDCsがGEF機関と協力して取り組む上で直面する残りの課題を改善する方法について、GEFとその機関とともに議論するよう要請する。

**COP 決定:** COP決定書(FCCC/SBI/L.27/Add.1)は、下記を決定する。

- ・GEFに対し、LDCsのNAPA更新のためにLDCFによる資金を提供するよう要請する。
- ・条約の附属書II国、およびそれを行うべき立場にある他の国に対し、LDCFに資金を提供するよう呼びかける。
- ・締約国に対し、LDC作業プログラムの実行とLDCFの評価の経験に関する情報を2012年8月1日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・事務局に対して、NAPAsの更新と実行など、LDC作業プログラムの実行の進展状況に関する統合報告書を作成するよう要請する。
- ・COP 18で更なるガイダンスの採択を検討することを決定する。

**条約 6 条(教育、訓練、啓発):** 11月30日のSBIプレナリーでこの議題項目が取り上げられた(FCCC/SBI/2010/2、3、9、19、22-24、MISC.7)。この項目はその後Pa Ousman Jarju(ガンビア)が議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。議論は、6条に関する修正されたニューデリー作業プログラムの実行の進展状況に関する中間レビュー、途上国におけるキャパシティビルディング活動に対する更なる支援、およびテーマ別の地域と小地域のワークショップの成果に焦点が当てられた。SBIは12月4日に結論書を採択し、COPはSBIが提案した決定書を12月10日に採択した。

**SBI 結論書:** SBIは結論書(FCCC/SBI/2010/L.26)の中で、COPによる採択に向けた決定書草案を提案する。

**COP 決定:** COPは決定(FCCC/SBI/2010/L.26)の中で、下記を決定する。

- ・確実に十分な資金的、技術的リソースを利用できるようにすることが、依然としてすべての締約国、とりわけ途上国にとって、6条の適正な実行に対する課題になっていることを認める。
- ・条約の資金メカニズムの運営組織としてのGEFに対し、関連活動のための資金へのアクセスを増強するよう強く求める。
- ・SBI 34においてレビューを開始することを視野に入れ、SBI 34に対し、修正ニューデリー作業プログラムの実行レビューのための取り決め事項を策定するよう要請する。

**条約 4.8 および 4.9 条: 決定書 1/CP.10 の実行に関する進展(プエノスアイレス作業プログラム):** この問題は11月30日のSBI 33プレナリーで最初に取り上げられた。バルバドスは、SIDSの持続可能な開発のための行動プログラムの更なる実行に向けたモーリシャス戦略における適応活動の実行を検討することによる;また、LDCsのNAPAsのレビューと強化を推進することによる;そして、適応に関する国別の制度的取り決めに対する資金的支援を増加することによる、決定書1/CP.10の更なる実行を支持した。さらに締約国は、SBIの副議長Samuel Ortiz Basualdo(アルゼンチン)が議長を務めるコンタクトグループを設置した。

議論の中では、提案されたワークショップ、特に対応措置に関するワークショップに反対する先進国と、





これを強く支持するいくつかの途上国との間に意見の相違が生じた。先進国は、議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップ(対応措置の悪影響)と合同で開催されるという条件付きで、決定書 1/CP.10 に基づくワークショップに合意した。

12 月 4 日の SBI 閉会プレナリーの中でサウジアラビアは、この問題が「非常に長い間」ペンディングになっていたことに留意し、1/CP.10 に関するワークショップと議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップを関連付ける記述を削除するよう要請し、アラブ首長国連邦とカタルがこれを支持した。オーストラリアは EU、米国とともに、議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップに同意したが、この同意は議定書 2.3 条および 3.14 条に関するワークショップが決定書 1/CP.10 と「合同」でのワークショップであり、これら問題が「合わせて検討される」もしくは「連続して」検討されるワークショップと表現されるという理解に基づくものであった。サウジアラビアは、これらは関連付けるべきでなく、明確に異なる問題であると論じた。

更なる非公式協議が行われた後にオーストラリアは、対応措置の影響に取り組むためのリスク管理方法を推進するワークショップを開催すること、そして、可能であれば、対応措置の影響に対する途上国の懸念に関する他のワークショップと連続して開くことを提案し、締約国がこれを支持した。12 月 4 日に SBI プレナリーは、修正の通りこれらの結論書を採用した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.34/Rev.1)の中で、特に下記を決定する。

- ・ SBI32 の報告書に附属する文書に基づき、この問題の検討を SBI 34 で継続することに合意する。
- ・ 先進国に対し、開発途上締約国の政策決定者の適応選択肢の費用と利益についての理解を深める取り組みを援助するよう呼びかける。
- ・ 事務局に対し、気候変動の悪影響に対するリスク管理方法を実行する際の課題とギャップを特定するためのワークショップを開催するよう要請する。
- ・ 事務局に対し、対応措置の実行の影響から生じるニーズと懸念がある状況の中で、モデル作成を利用するためにキャパシティを強化する方法に関する技術文書を作成するよう要請する。
- ・ 締約国に対し、対応措置の実行の影響から生じる自国の経験と懸念に関する情報を提供するよう促す。
- ・ 事務局に対し、対応措置の実行の影響から生じる開発途上締約国の特定のニーズと懸念に関するリスク管理方法を推進するための、他の関連ワークショップと連続したワークショップを開催するよう要請する。

**LDCs 関連事項:** この問題は、11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられ、LEG の Fred Onduri Machulu 議長(ウガンダ)が、LEG の活動(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/SBI/2010/5、12、15、17 および 26、MISCs.9 および 10)について報告した。バングラデシュは G-77 / 中国を代表して、45 か国が自国の NAPAs を提出したことを強調し、これら NAPAs を実行するための支援を強く求めた。マラウィは LDCs を代表して、LDC 作業プログラムを実行するための援助を LEG が提供できるようにするため、LEG のマンデートの延長を支持した。この問題はその後、Katherine Vaughn と Rence Sore が共同議長を務めるコンタクトグループで議論された。このコンタクトグループの議論の中で締約国は、LEG のマンデートを 5 年間延長すること、および追加のメンバーを LEG に含めることに合意した。SBI は 12 月 4 日に、COP 決定書草案を含む結論書を採用し、その後 12 月 10 日に COP がこの決定を採用した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.28)の中で LEG に対し、2011~2015 年の作業プログラムの



実行における LEG の取り組みについて常に SBI に知らせるよう要請し; それを行うべき立場にある締約国に対し、引き続き LEG 作業プログラムの実行を支援する資金を提供するよう呼びかけ; COP による採択に向けてこの問題に関する決定書草案を提案する。

**COP 決定:** 12月10日、COP は下記の決定を含む決定書(FCCC/SBI/2010/L.28/Add.1)を採択する。

- ・現在の取り決め事項に基づく LEG マンデートを延長する。
- ・LEG は、特に NAPAs の改訂と更新、および NAPAs の準備と実行以外の LDC 作業プログラムの要素の実行に対する技術指導と助言を提供するマンデートを持つことを決定する。
- ・LEG に対し、毎年 SBI の最初の会合で検討するための 2 年間の作業計画プログラムを策定し、SBI の各回の会合で作業の報告を行うよう要請する。
- ・LEG メンバーの定員を 1 名増やして 12 名から 13 名に変更すること決定する。
- ・COP 21 の中で、LEG の進展状況、その継続の必要性、および取り決め事項を審査し、それに関する決定を採択することを決定する。

**技術移転:** この問題は、11月30日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。EGTT は、2010~2011 年の作業プログラム実行の進展を含めて、その報告書(FCCC/SB/2010/INF.4)の概要を示した。また GEF はその報告書(FCCC/SBI/2010/25)を示し、技術移転に関するポズナニ戦略プログラムの実行の進展状況を強調した。

EU は、技術に関する AWG-LCA の作業に関連した要素に絞るよう求め、GEF は緩和や適応技術に対してもっとバランスのとれた方法を探るべきであると述べた。ザンビアは、既存技術の展開の強化を求め、さらにコンゴ民主共和国とともに、知的所有権などの技術移転に対する障壁を取り除くよう求めた。気候正義ネットワークは環境 NGOs を代表して発言し、技術の社会的、環境的影響を評価するマンデートを備えた新たな技術メカニズムを求めた。

その後この問題は Carlos Fuller(ベリーズ)と Ronald Schillemans(オランダ)が共同議長を務める SBI/SBST 合同コンタクトグループで取り上げられた。このグループは SBI 結論書草案を完成し、12月4日に SBI プレナリーがこれを採択した。12月10日に COP はこの結果に留意し、また EGTT のメンバーの候補にも留意し、SBSTA 34 に対してこれらの候補者を確認するよう要請した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.25)の中で、特に非附属書 I 国に対し、自国の技術ニーズ評価(TNA)を実行または更新する際には最新のハンドブック「気候変動のための技術ニーズ評価の実行」を用いるよう奨励し; 技術移転に関するポズナニ戦略プログラムに基づき提案され、および(または)実行中である試験プロジェクトが、主として緩和に対処していることに留意するとともに、GEF によって発表された気候適応のための技術移転プログラムの開発を歓迎し; GEF によって提案された活動によって AWG-LCA 交渉の結果を予断をもって判断するべきではなく、GEF が交渉結果にしたがってその技術移転に関する長期的プログラムを編成すべきであることに留意する。

**キャパシティビルディング:** 11月30日に SBI は、条約(FCCC/CP/2010/5 および Add.1、FCCC/CP/2009/9、FCCC/SBI/2010/20、MISC.6、FCCC/SBI/2009/10、MISCs.1、2、8 および 12/Rev.1)と京都議定書(FCCC/KP/CMP/2010/10、FCCC/KP/CMP/2009/16、FCCC/SBI/2010/20、MISC.6、FCCC/SBI/2009/4、5 および 10、MISCs.1、2、8 および 12/Rev.1)に基づくキャパシティビルディングに関する議題項目を取り上げた。キャパシティビルディングは、Philip Gwage(ウガンダ)と Marie Jaudet(フランス)が共同議長を務めるコンタ

クトグループでさらに検討された。議論の主な対象は、GEF に対して資金的支援を「増加させる」よう依頼する文書を提言するか否かであった。G-77 / 中国がこの文書を支持した一方で、EU、米国、および日本は、GEF に対し資金的支援の提供を単に「継続する」よう依頼することを望んだ。締約国はこれについて合意することはできず、SBI 34 の議論に戻すことを決定した。SBI は同日 12 月 4 日に短い結論書を採用し、COP と COP/MOP は 12 月 10 日にこの短い決定書を採用した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.29)の中で、COP による採択に向けた決定書草案と、COP/MOP による採択に向けた別の決定書草案を提案することを決定する。

**COP 決定:** COP(FCCC/SBI/2010/L.29/Add.1)は SBI 34 に対し、途上国におけるキャパシティビルディングの枠組みの第 2 次包括レビューの検討を COP 17 で完了させることを視野に入れて、この問題の議論を継続するよう依頼する。

**COP/MOP 決定:** 12 月 10 日、SBI の決定書草案(FCCC/SBI/2010/L.30)に基づき、COP/MOP が SBI 34 でこの問題の検討を再開することを決定する。

**議定書 3.14 条(悪影響):** SBI はこの問題を 11 月 30 日のプレナリーで最初に検討し、その後 Andrew Ure(オーストラリア)と Eduardo Calvo Buendía(ペルー)が共同議長を務める、議定書 2.3 条(政策および措置の悪影響)と 3.14 条(対応措置の悪影響)を議論する SBI/SBST 合同コンタクトグループで検討した。非公式協議の中で議論が生じ、共同議長により手続的な結論書草案が提案された。いくつかの締約国が手続上ではなく実質的な結論書を求め、途上国のグループが 2.3 条と 3.14 条に関連するワークショップを提案した。このワークショップには締約国の一つが強く反対した。

12 月 3 日のコンタクトグループの最終会合でオーストラリアは、このワークショップが、決定書 1/CP.10(適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業プログラム)に関するワークショップの実行と組み合わせられるならば、この結論書草案を支持できると述べた。SBI 閉会プレナリーは 12 月 4 日に結論書を採用した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.23)の中で、特に下記を決定する。

- ・事務局に対し、SBI 35 の前に、議定書 2.3 条と 3.14 条に関連する事柄に関する合同ワークショップを開催するよう要請する。
- ・締約国および組織に対し、合同ワークショップで取り上げられ、事務局により編集される問題についての情報と見解を 2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・SBI 34 の合同コンタクトグループで議論を継続することに合意する。

**京都議定書に基づく国際取引ログ(ITL)の管理者の報告:** この項目は 11 月 30 日に最初の検討が行われ、事務局が京都議定書に基づく ITL の年次報告書(FCCC/KP/CMP/2010/8)を紹介した。12 月 4 日に SBI が報告書に留意した。

**附属書 B の 2010 年および 2009 年の年次編集と会計報告書:** 11 月 30 日の SBI プレナリーでこの問題が取り上げられた(FCCC/KP/CMP/2010/5 および Add.1, FCCC/KP/CMP/2009/15 および Add.1)。この問題はさらに、Anke Herold と Eric Mugurusi が共同議長を務めるコンタクトグループで取り上げられた。12 月 4 日に SBI が結論書を採用して COP/MOP に対する決定書草案を提案し、12 月 10 日に COP/MOP がこれを採用した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.32)の中で、COP/MOP による採択に向けた結論書草案を提案





することに合意する。

**COP/MOP 決定:** COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.32)の中で、京都議定書に基づく附属書 B 締約国の 2009 年および 2010 年の年次編集と会計報告書に留意する。

**コンプライアンスに関する議定書の改訂:** この問題(FCCC/KP/CMP/2005/2)は 11 月 30 日に示された。実質的な議論は全く行われず、この問題の検討は SBI 34 で継続される。

**政府間会合のための準備:** この項目(FCCC/SBI/2010/16 と MISC.8)は 11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に取り上げられた。SBI の Owen-Jones 議長がその後も引き続きこの問題に関するコンタクトグループの議長を務めた。コンタクトグループの議論の焦点は UNFCCC へのオブザーバーの参加と立法府や議会をプロセスに含めることであった。

オブザーバーの参加に関して、議会関係者と立法関係者の役割に関する意見の相違が表面化した。米国は、議会関係者と立法関係者を文書中にオブザーバーと記述することに反対したが、サウジアラビアは、議会関係者と立法関係者を記述することに反対し、彼らの参加と役割は各締約国の事情と法的枠組みに応じて検討されるべきであると述べ、エジプトがこれを支持した。オブザーバーの参加を強化する方法とその参加手段に関する会期中のワークショップ開催の提案は、メキシコと他の多数の国々の支持を受けたが、サウジアラビアは反対した。SBI は 12 月 4 日の閉会プレナリーで本事項に関する結論書を採択した。

**SBI 結論書:** SBI は結論書(FCCC/SBI/2010/L.31)の中で、UNFCCC のプロセスにおける政府と非政府を含めたすべての関係者が参加することの重要な役割と価値を認め、オブザーバー組織の参加のための既存の手段をさらに強化する方法、特に意見発表やその他の実質的な情報提供の機会を増やす方法に引き続き取り組むことに合意する。また SBI は、国連システム内の他のプロセスにおける優良事例を考慮に入れる必要性を認め、事務局に対して SBI 34 にこうした事例についての報告を行うよう要請する。SBI は、SBI 33 における議論に留意し、参加のための既存の手段を強化するアイデアを含め、オブザーバーの参加を強化するための方法をさらに開発するために 2011 年に会期内のワークショップを開催することに合意する。SBI は、ワークショップに関する報告書が SBI 34 で示されるよう要請する。

**管理、資金および制度的事項:** SBI はこの議題項目を 11 月 30 日に取り上げた。この主題は、2008~2009 年度の監査済財務諸表(FCCC/SBI/2010/14 および Add.1、2)、2010~2011 年度の 2 年間予算実績(FCCC/SBI/2010/13 および INF.9)、および事務局の機能と運営の継続的レビューをそれぞれ対象とする 3 つの小項目を含んでいた。2010~2011 年度予算に関して UNFCCC の Figueres 事務局長は、カンクンにおける新たな決定により、事務局と追加の資金源による追加的な支援が必要となるかもしれないと述べた。Figueres 事務局長は事務局機能のレビューに関して、「全体的にポジティブなフィードバック」と評する一方で、UNFCCC のウェブサイト改善を要請についても触れた。SBI は 12 月 4 日にこれらの問題についての結論書を採択し、12 月 10 日に COP と COP/MOP がそれぞれ決定書を採択した。

**SBI 結論書:** SBI (FCCC/SBI/2010/L.24)は、2008~2009 年度(2 年間)の監査済財務諸表、国連会計検査委員会の監査報告書、2010 年 6 月 30 日現在の 2010~2011 年度(2 年間)の収入と予算の実績に関する情報、および 2010 年 11 月 15 日現在の出資金の状況に留意する。

**COP 決定:** COP は決定(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.1)の中で、上記の報告書に留意する。また COP は、特に締約国に対して UNFCCC 参加信託基金と補足活動信託基金への更なる拠出を強く求め、ドイツ政府の本予算



に対する年間任意拠出金 76 万 6938 ユーロと、ホスト国政府としての在ボン事務局に対する 178 万 9522 ユーロの特別拠出金に対して改めて謝意を表し、事務局の機能の問題を SBI 35 で取り上げるべきであることに合意する。

**COP/MOP 決定**：COP/MOP は決定書(FCCC/SBI/2010/L.24/Add.2)の中で、特に締約国に対し、UNFCCC 参加信託基金を補足活動信託基金への更なる拠出を強く求める。

**特権と免責**：この問題(FCCC/SBI/2010/10)は 11 月 30 日の SBI プレナリーで最初に検討された。SBI は、SBI 34 でこの問題の検討を継続することに合意した。

**閉会プレナリー**：SBI 33 の閉会プレナリーは 12 月 4 日土曜日の夕方に行われた。締約国はこの会合の報告書(FCCC/SBI/2010/L.22)を採択した。その最終ステートメントの中で、何人かの発言者が LEG の延長を強調した。オーストラリアはアンブレラグループを代表して、キャパシティビルディングについての合意ができなかったことに遺憾の意を表した。

最終ステートメントの詳細は <http://www.iisd.ca/vol12/enb12493e.html> を参照のこと。

### SBSTA 33

11 月 30 日火曜日に、SBSTA の Mama Konaté 議長(マリ)が会合を開会した。締約国は議題書を採択し、作業構成書(FCCC/SBSTA/2010/7)に合意した。G-77 / 中国を代表してイエメンは、影響、脆弱性、適応に関するナイロビ作業計画(NWP)に基づく行動重視の成果と、国家気候センターと地域気候センターを構築および/または強化する決定を求めた。オーストラリアはアンブレラグループを代表して、NWP の作業と CDM の改革がこの会議で完了することが可能であると提案した。

開会ステートメントの詳細は <http://www.iisd.ca/vol12/enb12489e.html> を参照のこと。

**ナイロビ作業計画(NWP)**：NWP に関する議題項目は、11 月 30 日の SBSTA で最初に検討された(FCCC/SBSTA/2010/8-10 および 12、INF.7、MISC.8 および Add.1)。このテーマはその後 Kishan Kumarsingh(トリニダード・トバゴ)と Don Lemmen(カナダ)が共同議長を務めるコンタクトグループに照会された。非公式協議では、NWP のレビューとその継続に焦点が当てられた。こうした協議の中で締約国は、NWP 活動を継続して SBSTA 34 で NWP のレビューを完了することを決定した。しかしながら、先住民族に関連した「地域社会」と「民族」への言及については依然として見解が分かれており、先進国は「地域社会」を支持し途上国は「民族」を支持している。12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで締約国は、「女性、地域社会、および先住民族」と記すことに合意した。続いて締約国は結論書を採択した。

**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.20)の中で、特に下記を決定する。

NWP の実行における広範な組織の参加を歓迎し、事務局に対して、引き続き関連組織に更なる参加を求めるよう要請する。

NWP のレビューを継続して SBSTA 34 までに完了することに合意する。

レビューの実施中にも NWP に基づく活動を継続することに合意する。

締約国および組織に対し、進展の状況とギャップに関する見解と情報、および NWP の目的を達成するための新たな活動に関する見解を、レビューの告知を行うために 2011 年 3 月 28 日までに提供するよう呼びかける。

**技術移転**：この項目(FCCC/SBSTA/ 2010/INFs.4, 6 および 11)は、11 月 30 日の SBSTA プレナリーで最初



に検討された。EGTT は報告書(FCCC/SB/2010/INF.4)を示して提案された技術メカニズムの運営様式を強調し、技術研究開発の協力を促進する選択肢に関する報告書(FCCC/SBSTA/2010/INF.11)を提示した。その後このテーマは Carlos Fuller(ベリーズ)と Ronald Schillemans(オランダ)が共同議長を務める SBSTA/SBI 合同コンタクトグループで検討された。SBSTA は 12 月 4 日に結論書を採択した。

**SBSTA 結論書:** SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.17)の中で、事務局に対し、リソースの利用可能性に応じて、非附属書 I 国への資金提供のための技術移転プロジェクトの準備に関する訓練ワークショップをフランス語とスペイン語で開催するよう要請する。またこの結論書の中で事務局に対し、資金調達のための技術移転プロジェクトの準備に関するオンラインの訓練と対面訓練を組み合わせた試験的な訓練コースの実行を、関連のある国際的組織やイニシアチブと協力してコーディネートするよう依頼する。

**研究と体系的観測:** SBSTA はこの項目を 2010 年 11 月 30 日のプレナリーで取り上げた(FCCC/SBSTA/2010/MISCs.9-12 および 15)。地球気候観測システム(GCOS)、地球規模陸域観測システム(GTOS)、地球観測衛星委員会(CEOS)および全球海洋観測システムが、最新の GCOS 実行計画に関連した活動の進捗を報告した。これらの報告者は、確固とした気候データを提供する観測システムへの投資の重要性を強調した。その後、Stefan Rösner(ドイツ)と Arthur Rolfe(バハマ)が非公式協議を開催し、2010 年 12 月 4 日の閉会プレナリーで SBSTA 結論書が採択された。

**SBSTA 結論書:** SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.22)の中で、特に下記を決定する。

- ・ 締約国に対し、「UNFCCC の支援における GCOS の実行計画の更新」の完全な実行に向けて取り組むよう強く求める。
- ・ 地域センターと行動計画による活動の調整を促す。
- ・ 陸域における基本的気候観測要素の基準とプロトコルの策定のための作業計画の進展を歓迎し、締約国に対して基準の策定を促進するよう奨励する。
- ・ GTOS に対して SBSTA 35 で報告を行うよう呼びかけ、また主要な達成についての報告を SBSTA 37 までに行うよう呼びかける。
- ・ 締約国に対し、国際的な気候変動研究プログラムと組織、および研究ダイアログについての見解を 2011 年 1 月 31 日までに提出するよう呼びかける。

**方法論上の問題(条約): 国際航空輸送と船舶輸送からの排出:** この問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.14)は、11 月 30 日の SBSTA プレナリーで最初に取り上げられた。締約国は国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)からの報告を受けた。ICAO は、2010 年 10 月に採択された航空および気候変動に関する包括的な決議を強調し、IMO は、2020 年までに海上輸送による GHG 排出を大幅に低減するための包括的、強制的な規制枠組みと市場に基づくメカニズムを構築するための努力を強調した。いくつかの締約国は、ICAO と IMO を国際間の航空機と船舶による排出に対処するための基本的指針として確認した。キューバは、アルゼンチン、ブラジル、中国、インドおよびサウジアラビアを代表して、衡平と共通であるが差異のある責任の原則を強調し、南アフリカとその他の国々がこれを支持した。米国は、共通であるが差異のある責任の原則が IMO や ICAO のマンデートに含まれない場合に、IMO と ICAO はこの原則をどのように取り扱うべきかを検討することを提案した。アルゼンチンとサウジアラビアは、ICAO 決議に対する条件を強調した。EU はバンカー燃料による排出に取り組む緊急性を強調し、AWG-LCA がそれを実施するための最良のフォーラムであると





強調した。ブラジルは、IMO と ICAO が SBSTA への報告を継続するべきであると提案し、アルゼンチンとその他の国々がこれを支持した。

このやりとりの後に、SBSTA の Konaté 議長が短い結論書草案を作成し、12月4日にプレナリーで採択された。

**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.19)の中で、ICAO と IMO により提供された情報に留意し、ICAO と IMO に対して今後の SBSTA の会合でも報告を行うよう呼びかけた。

**条約に基づく附属書 I 国による GHG インベントリの技術的レビューの年次報告書**：事務局は 11月30日の SBSTA プレナリーでこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.8)を示し、締約国はこの報告書に留意した。

**附属書 I 国の年次インベントリに関する UNFCCC 報告指針の改訂**：事務局がこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.10、MISC.7 および Add.1-3)を示した。この項目はさらに Riitta Pipatti(フィンランド)と Nagmeldin Elhassan(スーダン)が共同議長を務めるコンタクトグループで検討された。国別温室効果ガスインベントリに関する IPCC タスクフォースは、GHG インベントリにおけるモデルの利用と測定を取り上げた最近の会議、ならびに伐採木材製品、湿地、土壌による亜酸化窒素排出の報告に関連した方法論上の問題について報告した。

**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.18)の中で、UNFCCC 附属書 I 報告指針の改訂では、現在の UNFCCC 附属書 I 報告指針と同じように、農業と LULUCF の部門を引き続き独立した部分として扱うべきであることに合意した。さらに SBSTA は、農業と LULUCF を独立した部分として報告するためには、完全性を確保して、各カテゴリーと/またはサブカテゴリーの報告の重複を回避するために、2006年 IPCC ガイドラインの中で農業、森林、および他の土地利用カテゴリーを農業と LULUCF の部門に割り当てる必要があることに合意する。また SBSTA は、これにより現在の UNFCCC 附属書 I 報告指針におけるカテゴリーの割り当ての改訂も必要になる可能性があることに合意する。SBSTA は事務局に対し、作業プログラムに基づく第3次ワークショップを 2011 年前半に開催し、2011 年後半に第4次ワークショップを開催するよう要請する。

**温室効果ガスデータインタフェース**：事務局が温室効果ガスデータインタフェースの開発について報告した。SBSTA はこの情報に留意し、SBSTA 34 でこの問題の検討を継続することに合意した。

**方法論上の問題(議定書)：CDM に基づく二酸化炭素回収・地下貯留(CCS)**：SBSTA はこの問題を 11月30日のプレナリーで最初に検討した。Konaté 議長は SBSTA32 から付された草案文書(FCCC/SBSTA/2010/L.11)を強調した。ノルウェー、オーストラリア、サウジアラビア、およびその他の国々は、CDM に基づく CCS を含めることを支持したが、ブラジルとその他の国々は留保を表明した。Pedro Martins Barata(ポルトガル)と Andrea García(コロンビア)は締約国と非公式の協議を行った。閉会プレナリーで Martins Barata は、締約国は CCS が CDM に基づき適格であるか否かについて合意できなかったが、対応が必要な問題に関する2つの選択肢を含む COP/MOP 決定書草案に合意することができたと報告した。12月4日の SBSTA 閉会プレナリーで締約国は、これら2つの選択肢を含む決定書草案を COP/MOP による検討に付すことに合意した。

更なる交渉の結果、CCS が CDM に基づき適格であるという最終合意に至り、決定書の文書が 12月11日土曜日午前の閉会プレナリーで COP/MOP により採択された。閉会プレナリーでサウジアラビアは、CDM に基づく CCS についての決定を歓迎した。ブラジルは CDM に基づく CCS を支持しないがこの成果を阻止しないと表明した。



**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.24)の中で、COP/MOP により検討されるべき決定書草案に 2 つの選択肢を示す。第 1 の選択肢は、決定書 2/CMP.5 第 29 項の問題が取り上げられることを条件として、CCS が CDM に基づき適格であると決定するものであり、第 2 の選択肢は、決定書 2/CMP.5 第 29 項の問題が取り上げられない限り、CCS は CDM に基づき適格ではないと決定するものである。

**COP/MOP 決定**：最終の COP/MOP 決定書(FCCC/KP/CMP/2010/L.10)は、決定書 2/CMP.5 第 29 項で確認された問題が取り上げられて満足いく方法で解決されることを条件として、地下 CCS は CDM に基づくプロジェクト活動として適格であると明言する。さらに COP/MOP は、SBSTA 35 に対して様式と手続を詳細化するよう要請し、これらの様式と手続を、特に貯蔵場所の選定、モニタリング計画、モデル作成、漏出の測定と算定、リスクと安全性の評価、責任条項、および生態系の復元と地域社会に対する補償に取り組むものにすることを決定する。COP/MOP は、これらの様式への取り組みに対する意見を募り、SBSTA 35 前における技術ワークショップの開催を要請し、事務局に対し SBSTA 35 に向けた様式と手続の草案作成を依頼する。

**CDM に基づく標準化ベースライン**：SBSTA 33 はこの問題(FCCC/SBSTA/2010/MISC.13 および Add.1、FCCC/TP/2010/4)を 11 月 30 日のプレナリーで最初に取り上げた。EU、スイス、オーストラリア、およびその他の国々は、CDM に基づく標準化ベースラインを用いることの利益を強調した。ブラジルは追加性の重要性を強調して標準化ベースラインが CDM の性格を変えるだろうと述べ、パプアニューギニアは、標準化ベースラインが現在の定義に適合しており、CDM をより効率的かつ客観的なものにするだろうと述べた。その後、Peer Stiansen(ノルウェー)と Hugh Sealy(グレナダ)が締約国と非公式協議を行った結果、12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.23)の中で、CDM 関連の更なる指針に関する COP/MOP 決定書草案の中に結論書の附属書の要素を組み込むことを提案する(FCCC/KP/CMP/2010/L.8)。

**CDM の下での枯渇森林**：11 月 30 日にこの問題が SBSTA で取り上げられた際に EU は、枯渇森林は AWG-LCA に基づく REDD プラスの議論と AWG-KP による LULUCF の議論によって取り組まれるべきであると述べ、サウジアラビアがこれを支持した。エチオピアは、技術ワークショップの開催を提案し、ブラジルがこれを支持した。Eduardo Sanhueza(チリ)が締約国と非公式協議を行った結果、12 月 4 日の SBSTA 閉会プレナリーで結論書が採択された。

**SBSTA 結論書**：SBSTA は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.15)の中で、締約国に対し、枯渇過程にある森林を CDM に含めることによる影響についての見解を 2011 年 3 月 28 日までに事務局に提出するよう呼びかける。また SBSTA は事務局に対して、これらの見解の統合報告書を作成するよう要請し、SBSTA 35 で引き続きこの問題の検討を行う。

**GHGs の CO<sub>2</sub> 換算値を算定する共通の計算方式**：この問題は 11 月 30 日に最初の検討が行われた。SBSTA の Konaté 議長は、AWG-KP が CO<sub>2</sub> 換算値を算定する共通の計算方式の問題を 2 年以上にわたって検討してきたが、SBSTA 32 における合意には至らなかったことを指摘した。EU は、SBSTA によるこの問題の検討は時期尚早であると述べ、ブラジルは、GWPs の利用に起因する問題を強調して、このために誤った緩和努力が生じたと述べた。締約国は SBSTA 34 まで実質的な議論を延期することに合意した。

**附属書 I 議定書締約国の GHG インベントリおよび他の情報の技術的レビュー**：事務局がこの項目(FCCC/SBSTA/2010/INF.9)を示した。SBSTA はこの報告に留意した。



**緩和の科学的、技術的および社会経済的側面**：SBSTA は 11 月 30 日にこの事項を取り上げた (FCCC/SBSTA/2010/11)。SBSTA の Konaté 議長は AWG-LCA と AWG-KP による緩和強化についての交渉を強調し、交渉の結果がこの問題に関する SBSTA の作業に影響を与えるであろうと述べた。SBSTA は本報告に留意することに合意した。

**議定書 2.3 条(政策措置の悪影響)**：SBSTA プレナリーは 11 月 30 日にこの問題の最初の検討を行い、その後、Andrew Ure(オーストラリア)と Eduardo Calvo Buendía(ペルー)が共同議長を務める SBI/SBST 合同コンタクトグループで検討を行った。このコンタクトグループは議定書 2.3 条と 3.14 条(対応措置の悪影響)の検討を行った。(SBI 条約 3.14 条についての議論を参照のこと。)

**SBSTA 結論書**：SBI は結論書(FCCC/SBSTA/2010/L.16)の中で、特に下記を決定する。

- ・事務局に対し、補助機関(SB)の第 35 回会合の前に議定書 2.3 条と 3.14 条に関連した事柄に関する合同ワークショップを開催するよう要請する。
- ・締約国と組織に対し、合同ワークショップが取り組み、事務局が編集すべきで問題についての情報と見解を、2011 年 2 月 21 日までに事務局に提出するよう呼びかける。
- ・SB 34 の合同コンタクトグループで議論を継続することに合意する。

**その他の事項**：12 月 10 日金曜日に COP は、共同実施のパイロットフェーズに関する短い決定書を採択した。この決定書は SBSTA に付されたが議論は生じなかった。

**COP 決定**：COP は決定(FCCC/SBSTA/2010/L.21)の中で、共同実施のパイロットフェーズが「実践を通して学ぶ」機会を提供したことを認め、このパイロットフェーズを継続することを決定し、こうした活動に関する第 8 次統合報告書に含める提出文書の期限 2012 年 6 月 1 日に設定する。

**閉会プレナリー**：閉会プレナリーは 12 月 4 日土曜日に開催された。締約国は会合の報告書を採択した (FCCC/SBSTA/2010/L.14)。最終ステートメントでは、EU が技術移転、研究と組織的観測、附属書 I の UNFCCC 報告指針の前進、および CDM に基づく標準化ベースラインと CCS の成果の進展を歓迎した一方で、いくつかの締約国が水問題を強調し、エクアドルが水に関する SBSTA 作業プログラムを提案した。最終ステートメントの詳細は、<http://www.iisd.ca/vol12/enb12493e.html> を参照のこと。

## 閣僚級会合

COP 16 と COP/MOP 6 の閣僚級会合は 12 月 7～10 日に開かれた。この会合では、22 名の国家元首と政府首脳が 120 名以上の閣僚と他の政府高官、政府間組織と非政府組織の幹部、国連の各機関、専門機関、および広範な関係者とともに声明を発表した。発表者たちは、気候変動科学から交渉の特定の側面の影響に至る広範な問題について述べた。

閣僚級会合の初めに UNFCCC の Christiana Figueres 事務局長は、締約国が「重要な段階」にあることを強調し、締約国に対し、「プロセスを軌道に戻す」ために目先のな国益を脇に置くよう強く求めた。Figueres 事務局長は主要な問題についての「和解」を強く求め、カンクンで合意に達することができなければすべての国の長期的な幸福が脅かされるであろうと述べた。

潘基文国連事務総長は、長年の交渉の後にもかかわらず進展が十分でなかったことに懸念を表明した。潘事務総長は、カンクンですべての問題についての最終決議が必要とされる訳ではないが、すべての問題で前進すべきだと述べた。





Felipe Calderón メキシコ大統領は、何十億人という人間が「気候変動に対する明確な対応」を期待しており、「これに応えないことは許されない」と述べ、多国間システムに対する信頼の再構築について、前の週に重要な前進が見られたことを強調した。そして、Calderón 大統領は、気候変動を緩和しグリーン経済と開発パラダイムシフトを促す方法をさらに前進させなければならないと強調した。

すべての声明が、ウェブサイト <http://webcast.cc2010.mx> に掲載されている。また、声明の写しは <http://unfccc.int/statements/items/5777.php> からダウンロードすることができる。

## 気候変動会議の簡潔な分析

### この1年をもたらした違い

今年は国際気候変動交渉の運命を大きく左右する年であった。2009年のコペンハーゲンにおける大きな失敗の後、多くの国がカンクンにおいて前向きでバランスのとれた成果が得られなければ、気候変動に関して世界規模の意義のある行動を達成して気候変動に関する国際連合枠組み条約 (UNFCCC) と京都議定書に対する信頼を回復する可能性はほとんどないであろうと考えていた。土曜日の朝早くカンクン合意が採択された時には、度重なる安堵のため息がはっきりと聞こえた。この合意は5年間の作業を反映したものであり、多くの詳細な重要事項を未解決のまま残しているものの、194の条約締約国のうちの1か国を除くすべての国から支援を集めた。UNFCCCのChristiana Figueres事務局長は「希望の光が再び灯り、気候変動の多国間プロセスへの信頼が回復した」と述べた。

この簡潔な分析では、まずカンクン合意に至った政治力学と交渉プロセスを検討する。次いで、本合意の実質的な達成事項を分析し、最後に、この合意が2011年の南アフリカのダーバンにおける国連気候変動会議と、気候変動に対応するための国際協力に対して持つ意味を評価する。

### コペンハーゲンの残影の払拭

コペンハーゲンにおける国連気候変動会議は、交渉のプロセスとカンクンへの期待に重要な影響を及ぼした。コペンハーゲンにおける交渉は、不信、混乱、そして専門家と国家元首・政府首脳の間での議論の平行線で特徴づけられる。異常なプロセスにより、主要経済国の閣僚級代表から成る小グループと主要なUNFCCC交渉グループがコペンハーゲン合意 (Copenhagen Accord) を造り上げた。バラク・オバマ米国大統領がこの文書を「コペンハーゲンの成果」としてメディアに公表した後に初めて、この文書が採択のためにプレナリーに提示された。この結果、プレナリーで長きにわたる激しい議論が行われた後、結局この合意が正式に採択されることはなく、締約国はこれに代えて、合意に「留意する」ことに合意した。1年前のこの日以降、「コペンハーゲンの残影」が交渉に付きまどってきた。コペンハーゲン合意の文書が「突然どこからともかく」出されたために、このプロセスを「不透明かつ非民主的なもの」ととらえる国もあった。また、ごく一部の国が反対するだけで合意を公式の法的枠組みに取り入れることができないという、UNFCCCの全会一致方式が最大の障害になっているととらえる国もあった。

カンクンは最初からコペンハーゲンとは大きく異なっていた。熱狂し興奮した国家元首、政府首脳、報道機関、著名人は少なく、会議への期待もかなり低かった。カンクン会議に「ビッグバン」のような成果を作り出すことは期待されておらず、むしろ、将来の合意への足掛かりを作るためのものとして広く認識されていた。それでも会議に参加したほとんどの国は、多国間主義とUNFCCCプロセスの命運にとって、この会合



の意味は極めて重要であると考えていた。「我々がここで合意できなければ、来年はどうかかわからない。」と、ある交渉担当者は述べた。参加者たちは全体として、もし今回失敗すれば、UNFCCC の枠組みは脇に追いやられ、各国は非公式なイニシアチブによる作業に頼らざるを得ず、その結果、国際的な気候変動の協力が阻害されるであろうと考えていた。ある者は、UNFCCC のプロセスに対するこうした「現実の具体的リスク」が、カンクンで許容できる妥協点を見出そうとする意欲と決意を増加させたと推測した。

### プロセスの重要性

コペンハーゲンの後に生じた不信感を考慮して、議長国メキシコはカンクンで「流れを変える」必要があると考えた。メキシコは各国の代表団内の、および代表団間の信頼を回復するために、規律のある広範なキャンペーンを運営した。メキシコの「透明性が高くかつ包括的な」プロセスの約束は2週間の交渉全体にわたって強化された。実際、会議の最初の数日間の廊下では、「メキシコ文書」が魔法のように出現していくつかの代表団は閣僚級会合のあいだ「グリーンルーム」から締め出されるかもしれないという噂でもちきりであった。それに対して COP の Patricia Espinosa 議長は、代表団に対し「メキシコ文書などどこにもない」という発言を毎日繰り返し、すべての締約国がすべての会議に参加することが歓迎されることを強調した。

メキシコは、AWG-KP と AWG-LCA、草案作成グループ、非公式閣僚級会議、および COP の Espinosa 議長が参加する「グリーンルーム」会議を含む、多方面プロセスを計画し、慎重にこのプロセスを実行した。これらのフォーラムのそれぞれが締約国に見解を提案する機会を与え、最後の数日間には、特に緩和、測定・報告・検証(MRV) / 国際協議と分析(ICA)、および京都議定書に基づく第2約束期間の逼迫した問題について「妥協の文書」を探る機会を提供した。メキシコはまた、利害関係者の意見を反映することに強い約束を示した。メキシコの Felipe Calderón 大統領はムーンパレスホテルで代表団と多数の公開された会合を開催し、会議の成果に強い関心を持っている多様な若者、NGO、および他の人々の代表たちから意見を聞いた。さらに、公開の定期的な「非公式中間」プレナリーを開いて、国の代表と NGOs の双方が同時に最新の情報を得られるようにした。そして第2週目にはこの方法論が成果をもたらした。

議長国メキシコが巧みに交渉を誘導したという広い共通の認識があるものの、4つの閉会プレナリーにおいて、手続的な問題が大きく浮かび上がった。締約国とオブザーバーがカンクン合意を喜んで受け入れようとする会議場の「圧倒的な」ムードの中で、ボリビアが多くの実質的な懸念を列挙し、全会一致が得られなかったために、提案された COP と COP/MOP の決定書が採択されなかったと論じた。しかし、これらの議論が締約国やオブザーバーから多くの支持を得られることはなく、Espinosa 議長は、カンクン合意を公式に UNFCCC 体制の一部にする、と断固たる主張を行った。「コンセンサスを得るためには、誰もが意見を述べることができ、それに対して十分な考慮が払われなければならないが、ボリビアにはこの機会が与えられた。コンセンサスとは1つの国が拒否権を持つことを意味するのではなく、他の193か国が、我々の社会と将来の世代が望むことについて長年にわたり交渉を行ってきた結果へ前進することを妨げることはできない。」

結局、プロセスの完全性が問題となった。ボリビアの反対にもかかわらず決定書が採択されたことに少数のオブザーバーは明らかに動転していたが、大部分の人々は Espinosa 議長の方法が正しい方法であると考えていたようである。アフリカ、アジアおよび島嶼国などの最も脆弱な国の代表たちは、妥協の文書に賛成する意見を述べた。土曜日の未明に突然登場した Calderón 大統領は、カンクンが「気候変動に関する国際協力の新たな時代」を切り開くものだとして述べ、代表団に対して「新たな歴史を書き入れる」よう求めた。そ



の後、締約国とオブザーバーがこの成果に対し、長く続く総立ちの拍手と大きな歓声で祝福した時には、参加者の安堵のため息が聞こえてくるかのようにであった。

### ないものねだりをするな

「バランス」が、実り多い実質的な成果を得るための魔法の言葉になった。カンクンに来て以来ほとんどの締約国は、議定書トラックと条約トラックの2つの交渉トラックの間に、またバリ行動計画の主要な要素の間にバランスが求められたと明言した。UNFCCC の Figueres 事務局長は成功の秘訣をこう表現した。「結果について全員が平等に満足し、不満についても平等であると思わなければならない。」

結局、締約国とオブザーバーは、条約トラックで到達したバランスに等しく満足したようであった。この成果により、約束の理解を深める技術的作業を組み合わせ、先進国と途上国による緩和の約束に「根拠を与える」プロセスが作り出される。またこの成果により、途上国による国内の適切な緩和行動(NAMAs)のレジストリーが設置され、MRV/ICAの手続きが強化される。また条約トラックの成果により、緑の気候基金が設置され、短期資金と長期資金の取り組みが実施され、締約国を援助するための COP に基づく常任委員会が設置される。待ち望まれていた REDD プラスに対する決定が合意され、成果主義の REDD プラスの長期資金調達の詳細は延期されたものの、この決定は国際社会が前向きな奨励策にコミットしていることを示すシグナルを発している。技術実行委員会および気候技術センターとネットワークを包含する新たな技術メカニズムについても合意に達した。また、国際協力などによる適応に関する行動の強化を目的とするカンクン適応枠組も設置された。

ある締約国はこう説明した。「我々は、コペンハーゲンにおける主要な成果を、何とか公式に UNFCCC に基づくものにすることができた。部分によってはコペンハーゲン合意を超えて骨格に肉付けすることができた。」別の締約国は言った。「私はこの成果、特に緩和に関する成果を『強い』ものと言うつもりはないが、明らかに前向きなものだ。」

また AWG-LCA のマンドレートも、パッケージに含まれた「取り組みを実行する」ために1年間延長された。しかしながら、来年のダーバン COP 17 までに採択される成果の法的形式は未定である。ある代表はこう説明した。「我々は法的な選択肢について議論を継続することに合意することはできたが、成果が COP 決定となるのか新たな議定書となるのかについては合意できなかった。」

議定書トラックと条約トラックとのバランスに関してはあまり成功しなかったと多くの人々が考えた。京都議定書の継続についての明確なシグナルを強く求め、第2約束期間の採択という形態を望む人々は、すべてを得ることはできなかった。AWG-KP の成果の文書には AWG-KP が作業を完了すべき期限が設定されていない。この文書は、AWG-KP がその作業と COP/MOP への報告を「できるだけ早く」完了することを「目指す」と記しているだけである。こうした表現は、第2約束期間の設定を支持する途上国と、日本、ロシア連邦などの第2約束期間に反対を表明した国々との間の微妙なバランスをとったものである。しかし、多くを求めている国々も、AWG-KP の作業は「第1約束期間と第2約束期間の間に空白がないことを保証できる時間までに完了する」べきであるという記述に幾分かは安心している。一部の締約国は以前の諸会合においてこの記述に抵抗を示しており、この記述が含まれたことは明らかな妥協であった。加えて、第2約束期間に対する附属書 I 国の排出削減の約束は設定されなかったものの、AWG-KP の文書は、先進国によって報告される自国の数量化された自主的排出削減誓約に「留意する」としている。この2つの条項はこうした締約国に議





Earth Negotiations Bulletin  
Cancun Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

定書が「死んで」いないという安心感を与えているようである。

### 正しい軌道に戻る

それでは、UNFCCC のプロセスにとって、また気候変動に対して意味のある世界の対応にとって、カンクンの成果の意義は何であろうか。多くの領域で実質的で重要な進展があった。前向きな成果として、緑の気候基金、技術メカニズム、カンクン適応枠組の設置などがある。多数の締約国は REDD プラスに関する歓迎のシグナルに満足した。また、京都議定書に基づく第 2 約束期間は設置されなかったものの、カンクン合意は、先進工業国の緩和目標と途上国の緩和行動を公式に UNFCCC のプロセスのもとに置いた。それでも、これらの合意は重要であるものの、深刻な気候変動に対応する世界的な排出削減における小さなステップを表しているにすぎない。2011 年の南アフリカのダーバンにおける成功への道筋は明確になっているとはとても言えない。それでも多くの人々が、プロセスに対する信頼の回復とコペンハーゲンの残影の払拭を最も重要な成果とみなした。「我々は、カンクンがこの長い曲がりくねった道を進み続けるために現在求められていることを、実現する力があること、また実際に実現できたことを世界に示し、またお互いに示し合ったのだ」と。

### 近日中に行われる会議

**CIF パートナーシップフォーラム**：気候投資基金(CIF)パートナーシップフォーラムは、主要な開発銀行による大規模な資金提供により低炭素で気候変動の影響に対応可能な開発を支援するよう設計されたユニークな資金の調達手段の組み合わせである CIF について議論するために開催される。 日付：2010 年 3 月 14～18 日 場所：チュニジア、チュニス 連絡先：CIF 管理部 電話：+1-202-458-1801 電子メール：CIFAdminUnit@worldbank.org ウェブサイト：<http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/>

**太平洋気候変動円卓会議**：この会議は当該地域における気候変動資金を動員する問題を論じるために開催される。 日付：2011 年 3 月 14～18 日 場所：ニウエ、アロフィ 連絡先：Espen Ronneberg、SPREP 電話：+685-219-29 ファックス：+685-202-31 電子メール：espenr@sprep.org ウェブサイト：[http://www.sprep.org/publication/pub\\_detail.asp?id=925](http://www.sprep.org/publication/pub_detail.asp?id=925)

**IRENA 総会の第 1 回会合および IRENA の第 5 回準備委員会**：再生可能エネルギーの迅速な開発と展開を促進する IRENA のマンデートを履行するため、最初の国際再生可能エネルギー機関(IRENA)総会が 4 月に開催される。 日付：2011 年 4 月 3～5 日 場所：アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先：IRENA 事務局 ウェブサイト：<http://www.irena.org/>

**UN/ISDR 第 3 回防災グローバルプラットフォーム会合**：この会議では、兵庫行動枠組の中間レビューから学んだ教訓に基づいて、2016 年以降の防災枠組みがガバナンス、リソース、モニタリングおよびコンプライアンスの観点からどのようなものとなるのか、またどのようにミレニアム開発目標と気候変動枠組みに合致させるかについて議論する。 日付：2011 年 5 月 8～13 日 場所：スイス、ジュネーブ 連絡先：ISDR 事務局 電話：+41-22-917-8878 ファックス：+41-22-917-8964 電子メール：globalplatform@un.org ウェブサイト：<http://www.preventionweb.net/globalplatform/2011/>

**IPCC-33**：IPCC の第 33 回会議と再生可能エネルギー特別報告書(SRREN 報告書)の承認が 2011 年 5 月に実施される。この会議にはインターアカデミー・レビューで挙げられた問題に対応するために実施中の作業



Earth Negotiations Bulletin  
Cancun Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

についての取り組みが期待される。 日付: 2011年5月10~13日 場所: アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208 ファックス: +41-22-730-8025/13 電子メール: IPCC-Sec@wmo.int ウェブサイト: <http://www.ipcc.ch/>

UNFCCC補助機関: SBSTAおよびSBIの第34回会合がAWG-KPとAWG-LCAの会合と合わせて6月に開かれる。 日付: 2011年6月6~17日 場所: ドイツ、ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファックス: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) ウェブサイト: <http://www.unfccc.int>

世界気候研究計画(WCRP)科学会議: 世界気候研究計画会議は、国際的な科学コミュニティが会して、あらゆる時空間規模の地球の物理的気候系における変動性と変化の理解と予測の進歩に取り組む会議である。このプログラムは国際学術連合、WMO、およびUNESCOの政府間海洋学委員会(IOC)の後援を受けている。 日付: 2011年10月24~28日 場所: 米国、デンバー 連絡先: WCRP合同立案スタッフ 電話: +41-22-730-8111 ファックス: +41-22-730-8036 電子メール: [wcrp@wmo.int](mailto:wcrp@wmo.int) ウェブサイト: <http://www.wcrp-climate.org/>

UNFCCC COP 17およびCOP/MOP 7: COP第17回会議とCOP/MOP第7回会議が南アフリカのダーバンで開かれる。 日付: 2011年11月28日~12月9日 場所: 南アフリカ、ダーバン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 ファックス: +49-228-815-1999 電子メール: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) ウェブサイト: <http://unfccc.int/>

## 用語集

AAU	割当量単位
AFB	適応基金理事会
AOSIS	小島嶼国連合
AWG-KP	京都議定書の下での附属書1締約国の更なる約束に関するアドホック ワーキンググループ
AWG-LCA	国連気候変動枠組条約の下での長期的協力行動に関するアドホック ワーキンググループ
BAP	バリ行動計画
CCS	炭素回収貯留
CDM	クリーン開発メカニズム
CGE	専門家諮問グループ
COP	締約国会議



*Earth Negotiations Bulletin*  
*Cancun Climate Change Talks*  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

COP/MOP	京都議定書締約国会議
CTCN	気候技術センター、ネットワーク
EGTT	技術移転に関する専門家グループ
EIG	環境十全性グループ
ERU	排出削減単位
GCF	緑の気候基金
GEF	地球環境ファシリティ
GHG	温室効果ガス
GWPs	地球温暖化係数
ICA	国際協議および分析
ICAO	国際民間航空機関
IMO	国際海事機関
JI	共同実施
JISC	共同実施監督委員会
LDC	後発発展途上国
LDCF	後発発展途上国基金
LEG	後発発展途上国専門家グループ
LULUCF	土地利用・土地利用変化・森林
MRV	計測、報告、検証
NIE	国家実施機関
NWP	ナイロビ作業計画
NAMA	途上国の適切な緩和行動
NAPA	国家適応行動計画
QELROs	排出量制限削減数量目標
REDD+	途上国における森林減少および森林劣化による排出量の削減および保全の役割、途上国における持続可能な森林管理、森林での炭素貯留量の強化
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学的、技術的助言に関する補助機関
SCCF	気候変動特別基金





*Earth Negotiations Bulletin*  
*Cancun Climate Change Talks*  
<http://www.iisd.ca/climate/cop16/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

SIDS            小島嶼後発途上国  
TEC            技術理事会

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Matthew Sommerville. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Cancun Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.